

足柄上地区

ごみ処理広域化に向けた基本方針

「あしがら平野と丹沢山地の豊かな自然環境を
次世代へ引き継ぐために」

令和3年4月

あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議
(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)

あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室
(南足柄・足柄上地区ごみ処理広域化実施計画)

目 次

第1章 基本方針策定の趣旨	1
1.1 基本方針策定の背景	1
1.2 持続可能な適正処理の確保～ごみ処理広域化が目指すもの～	1
1.3 基本方針策定の目的及び位置付け	2
1.4 基本方針の期間	2
1.5 基本方針の進行管理及び見直し等	2
第2章 足柄上地区の地域特性	4
2.1 地理的特性	4
2.2 社会的特性	7
第3章 ごみ処理の現状	12
3.1 ごみ排出量の推移	12
3.2 排出抑制・資源化の状況	16
3.3 収集・運搬の状況	18
3.4 ごみ処理体系	20
3.5 中間処理の状況	21
3.6 最終処分の状況	22
第4章 ごみ処理広域化の基本理念	23
4.1 広域化の基本理念	23
4.2 広域化によるごみ処理の考え方	23
第5章 減量化・資源化に向けた計画	25
5.1 減量化・資源化に係る課題	25
5.2 減量化・資源化に向けた計画	25
第6章 収集・運搬に向けた計画	29
6.1 収集・運搬に係る課題	29
6.2 収集・運搬に向けた計画	29
第7章 中間処理・最終処分計画及び施設配置計画	31
7.1 中間処理計画	31
7.2 最終処分計画	32
第8章 人口の将来予測	33

8.1	人口の将来予測	33
第9章	ごみ排出量及び処理量の将来予測	36
9.1	ごみ排出量の将来予測	36
9.2	ごみ処理量の将来予測	38
第10章	新可燃ごみ処理施設の整備計画	40
10.1	新可燃ごみ処理施設の施設整備スケジュール	40
10.2	過渡期の対応	41
10.3	循環型社会形成推進交付金の活用	42
10.4	災害時の対応	42
第11章	ごみ処理広域化の推進方策	43
11.1	組織体制	43
11.2	ごみ処理広域化に向けた費用負担	45

第1章 基本方針策定の趣旨

1.1 基本方針策定の背景

神奈川県では、循環型社会の構築を目指すとともに、ごみ処理を取り巻く様々な課題に対応するために、平成10年に『神奈川県ごみ処理広域化計画』を策定しました。この計画では、足柄上地区（構成市町：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）は、2市8町の県西ブロック（足柄上地区の構成市町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）に位置付けられました。

この後、当地域においては専門部会などによる調査研究により、ごみ処理広域化の必要性や今後の課題等に関する検討を繰り返し、最終的に足柄上地区（1市5町）において広域化を実施することとして、平成25年度に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を設置しました。ここでは、候補地の検討や、施設規模の検討等を行い平成27年度に『足柄上地区ごみ処理施設広域化実施計画（暫定版）』、『足柄上地区循環型社会形成推進地域計画（暫定版）』を作成しました。平成28年から29年にかけては、「小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議の開始に伴い、業務を縮小しましたが、平成31年4月に改めて足柄上郡1市5町を枠組みとするごみ処理広域化に関する業務を進めるため、「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を再開しました。

1.2 持続可能な適正処理の確保～ごみ処理広域化が目指すもの～

これまで、ごみ処理広域化については、焼却施設を集約し連続運転化することによって燃焼温度を安定化させ、ダイオキシン類の排出量を削減することを主な目的としていました。その後、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化しており、ごみ処理広域化の意義も変わってきています。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）では、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘しています。

このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）では、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としています。また、「近年のように大規模な災害が発生していることから、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必

要がある。」としています。

このように、改めて、現在及び将来の社会情勢等をふまえ、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ広域化に係る計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することが求められています。

1.3 基本方針策定の目的及び位置付け

本方針は、ごみ処理広域化に向けた基本的な考え方を定めることを目的とし、足柄上地区のごみ処理を取り巻く状況の変化を踏まえ、構成市町のごみ処理の状況を把握するとともに、広域化にあたっての課題の整理や、広域化における効果の検証を行い、それらの検討結果を踏まえて、ごみ処理広域化の推進方策を取りまとめます。

なお、本方針は、神奈川県が平成10年に策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」の中の「広域化実施計画」に位置付けるものです。

1.4 基本方針の期間

方針の期間は、広域化の新可燃ごみ処理施設稼働、既存施設の跡地利用の検討も踏まえ、令和2年度を初年度、令和16年度を計画最終年度とした15年間とします。なお、検討結果や今後の動向を踏まえて、必要に応じて改訂します。

1.5 基本方針の進行管理及び見直し等

足柄上地区における循環型社会の実現のために、広域化に向けた基本方針に基づく各種事業の実現に向けて、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（是正・見直し））を活用して、方針内容を定期的に検証し、進行管理を行うものとします。また、国の動向を踏まえ、技術革新や社会情勢の著しい変化があった場合は、適宜方針に反映させるため、方針の見直しを行います。

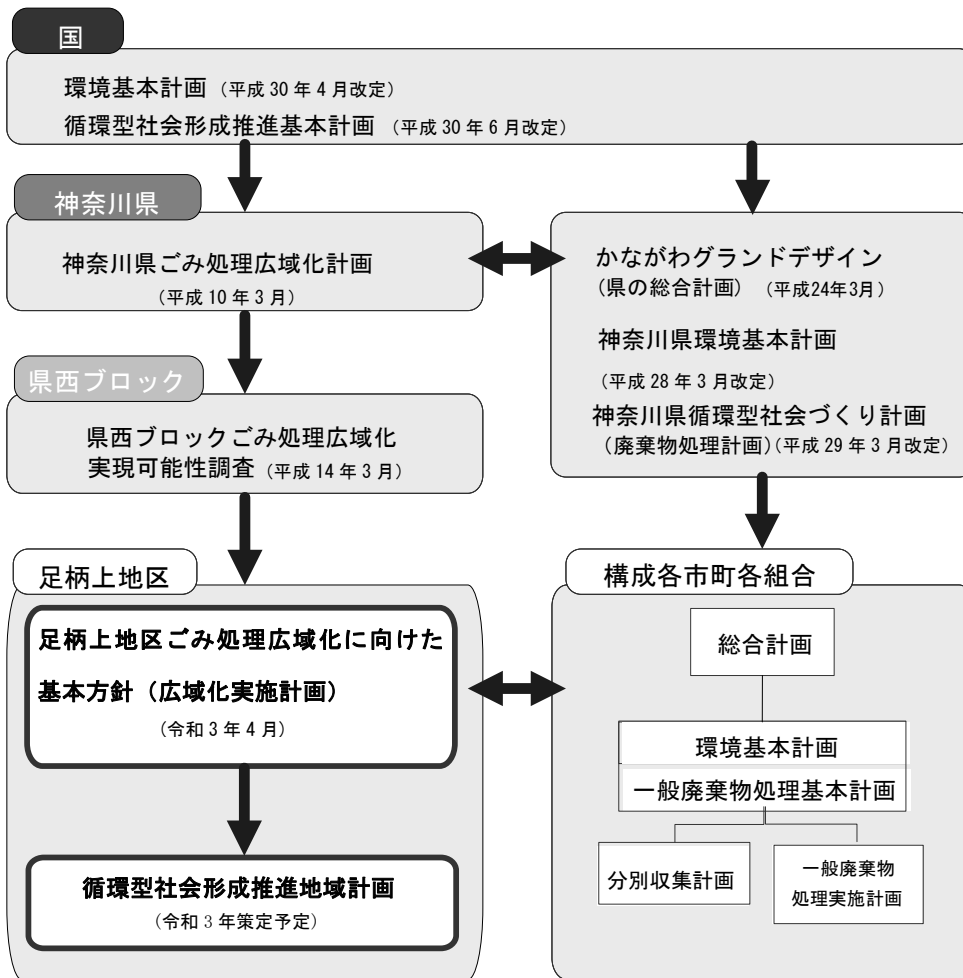


図 1-1 計画の位置付け

第2章 足柄上地区の地域特性

2.1 地理的特性

(1) 位置及び地勢

足柄上地区は神奈川県西部に位置する南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の構成市町からなり、その中心部は東京から70km圏、横浜から50kmの距離にあります。面積は約380km²で、県面積の約15.8%にあたります。

地形は全般的に山岳地が多く、地域面積の約77%が森林です。北部から中央部にかけて西丹沢山塊連峰がそびえ、西部から南西部にかけては箱根外輪山と塚原丘陵、東南部にはなだらかな大磯丘陵が延びています。西丹沢山塊と箱根外輪山の山あいをぬって、県内第二の河川である酒匂川が西から南へ大きく弧を描きながら流れ、その流域に沿って足柄平野が開けています。圏域は、歴史的伝統や立地条件から比較的まとまった生活圏を形成し、長年培ってきた歴史的風土と豊かな自然が残されています。



図2-1 位置図

(2) 気候状況

気象庁横浜気象台小田原観測所における平成 30 年の月間降水量は、1,740.0mm、平均気温は 15.3℃となっています。

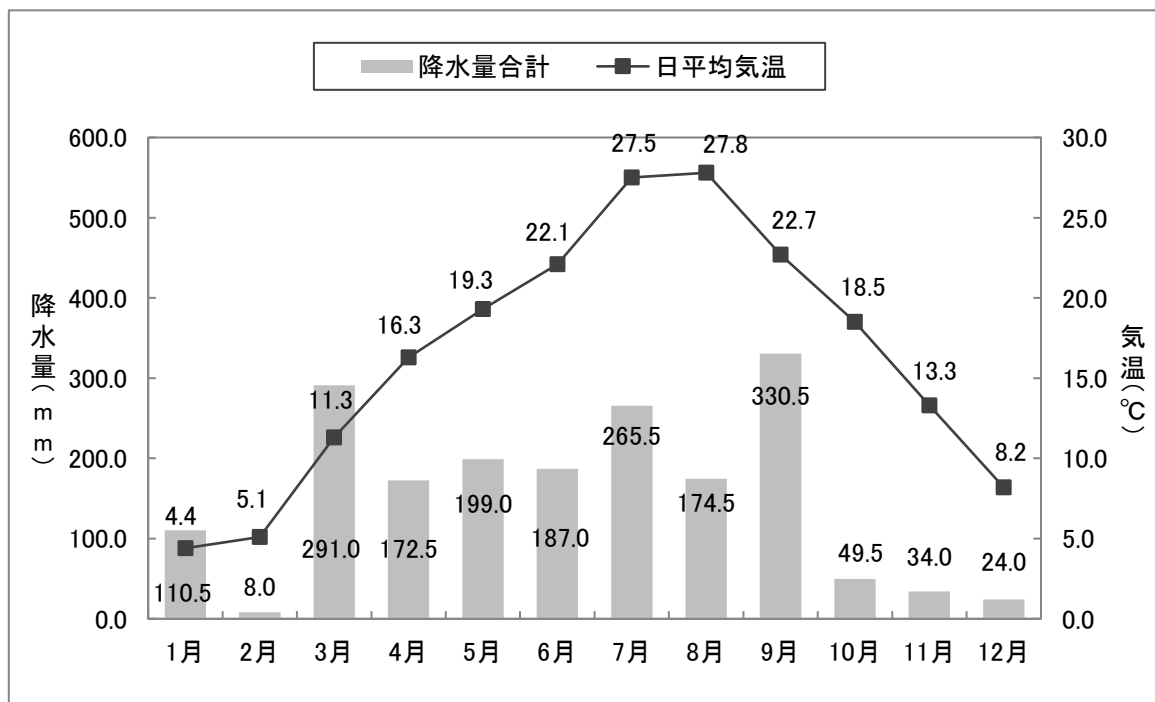


図 2-2 小田原観測所の降水量及び気温 (平成 30 年)

(3) 交通状況

本地域の道路は、東名高速道路が横断しており、国道 246 号及び 255 号が通っています。また、鉄道は、JR 東海御殿場線、小田急電鉄小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線が走っています。



図 2-3 本地域の交通状況

(4) 土地利用状況

南足柄市は、市西部に箱根外輪山の山塊が広がっているため、森林とその他が約 9 割を占めています。中井町は、町域全体が大磯丘陵に属しており町北西部は山岳地帯、町南東部は緩傾斜地であり森林が約 3 割 3 分を占めるとともに、酪農や野菜の栽培などが盛んであるため、畑の占める割合が約 2 割と他の構成市町に比べ割合が高くなっています。大井町は、森林が約 2 割 4 分を占めるとともに、町東部の丘陵地ではミカン等の作物を中心とした農業が行われ、また、町西部の平坦地には住宅地が広がっているため、畑の占める割合も約 1 割 6 分と高くなっています。松田町は、町北部に丹沢大山国定公園に指定される西丹沢山系と山麓に広がる傾斜地があるため、森林とその他が約 9 割を占めています。山北町は、町北部に丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野があるため、森林とその他が約 9 割 7 分以上を占めています。開成町は、町全域が酒匂川流域に形成された平坦地であり、また、水利も良好なことから、田の占める割合が約 2 割 5 分と他の構成市町に比べ割合が高くなっています。

表 2-1 構成市町の土地利用状況

単位：ha

	総面積	宅地	田	畑	森林	その他
南足柄市	7,712	632	169	490	5,154	1,267
	100%	8.2%	2.2%	6.4%	66.8%	16.4%
中井町	1,999	230	27	403	660	679
	100%	11.5%	1.3%	20.2%	33.0%	34.0%
大井町	1,438	269	110	229	349	481
	100%	18.7%	7.6%	15.9%	24.3%	33.5%
松田町	3,775	154	9	148	2,837	627
	100%	4.1%	0.2%	3.9%	75.2%	16.6%
山北町	22,461	210	31	281	20,222	1,717
	100%	0.9%	0.1%	1.3%	90.0%	7.7%
開成町	655	211	165	31	0	248
	100%	32.2%	25.2%	4.7%	0.0%	37.9%
合計	38,040	1,706	511	1,582	29,222	5,019
	100%	4.5%	1.3%	4.2%	76.8%	13.2%

注) 神奈川県土地利用現況把握調査 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

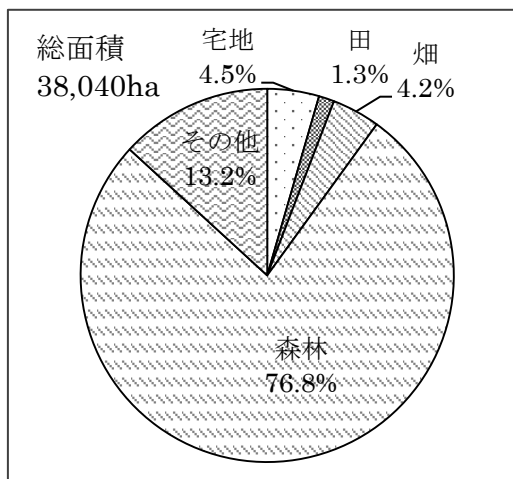


図 2-4 構成市町の土地利用状況

2.2 社会的特性

(1) 人口の推移

構成市町の日本人人口は、過去10年間でみると、南足柄市が4.9%減少、中井町が7.8%減少、大井町が4.6%減少、松田町が7.1%減少、山北町が16.0%減少、開成町が9.8%増加となっています。

構成市町全体での日本人人口の推移は、平成21年度の112,561人から平成30年度には107,551人と過去10年間で約5,000人の減少（減少率：4.5%）となっています。

表2-2 構成市町ならびに神奈川県全体の人口推移

単位：人

年度	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計	県
H21	44,439	9,956	17,997	11,946	12,177	16,046	112,561	8,885,458
H22	44,361	9,874	17,830	11,906	11,990	16,137	112,098	8,906,590
H23	44,159	9,803	17,583	11,787	11,767	16,263	111,362	8,917,368
H24	44,452	9,741	17,501	11,755	11,616	16,588	111,653	9,083,643
(外国人)	(358)	(104)	(62)	(64)	(58)	(104)	(750)	(159,511)
H25	44,246	9,811	17,441	11,641	11,488	16,606	111,233	9,100,606
(外国人)	(327)	(225)	(64)	(62)	(57)	(95)	(830)	(160,605)
H26	44,036	9,760	17,388	11,525	11,405	16,767	110,881	9,116,666
(外国人)	(350)	(215)	(63)	(61)	(65)	(97)	(851)	(166,006)
H27	43,762	9,669	17,279	11,456	11,124	17,001	110,291	9,136,151
(外国人)	(373)	(234)	(66)	(56)	(64)	(103)	(896)	(174,427)
H28	43,348	9,630	17,171	11,318	10,842	17,273	109,582	9,155,389
(外国人)	(371)	(282)	(81)	(67)	(59)	(123)	(983)	(185,859)
H29	43,125	9,559	17,214	11,249	10,583	17,460	109,190	9,171,274
(外国人)	(412)	(304)	(94)	(74)	(69)	(120)	(1,073)	(198,504)
H30	42,687	9,481	17,280	11,227	10,308	17,744	108,727	9,189,521
(外国人)	(425)	(302)	(115)	(126)	(76)	(132)	(1,176)	(212,567)

注) 平成24年度以降は外国人人口を含む。カッコ内はうち外国人人口を示す。

出典：各市町住民基本台帳（平成24年度まで3月末現在、平成25年度から1月1日現在）

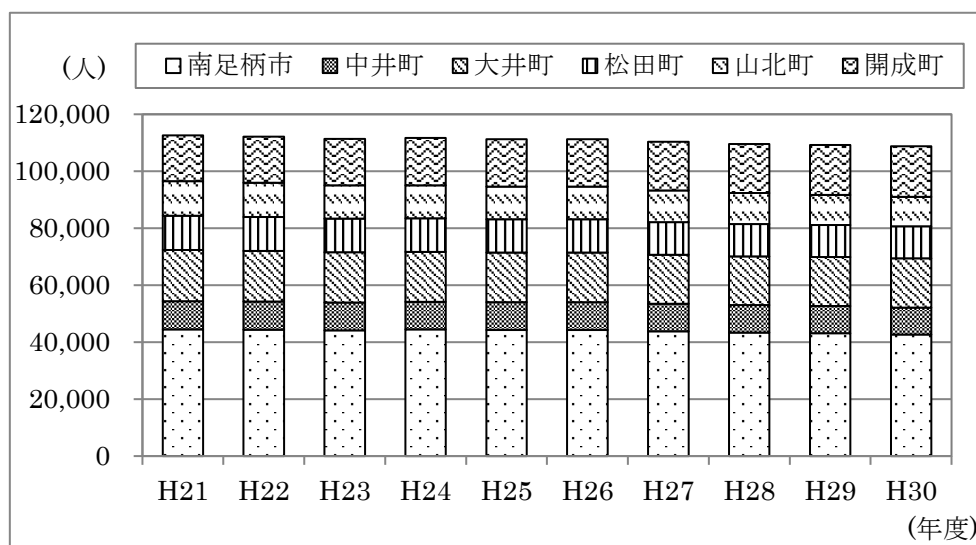


図2-5 構成市町の人口推移

(2) 世帯数の推移

構成市町の日本人の世帯数は、過去10年間でみると、南足柄市が4.5%増加、中井町が1.8%増加、大井町が5.3%増加、松田町が3.4%増加、山北町が1.8%減少、開成町が18.3%増加となっています。

表2-3 構成市町ならびに神奈川県全体の世帯数の推移

単位：世帯

年度	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計	県
H21	16,825	3,536	6,483	4,655	4,210	5,869	41,578	3,928,288
H22	16,939	3,570	6,477	4,691	4,222	5,922	41,821	3,962,170
H23	17,035	3,582	6,420	4,698	4,219	6,031	41,985	3,993,565
H24	17,367	3,566	6,462	4,767	4,264	6,214	42,640	4,092,210
(外国人)	(266)	(68)	(16)	(51)	(50)	(67)	(518)	(110,439)
H25	17,408	3,629	6,518	4,750	4,242	6,276	42,823	4,114,032
(外国人)	(242)	(142)	(50)	(49)	(51)	(65)	(599)	(111,027)
H26	17,521	3,673	6,613	4,755	4,298	6,385	43,245	4,150,981
(外国人)	(249)	(130)	(50)	(50)	(58)	(63)	(600)	(114,649)
H27	17,581	3,687	6,691	4,779	4,267	6,562	43,567	4,193,331
(外国人)	(271)	(138)	(52)	(45)	(57)	(71)	(634)	(129,011)
H28	17,630	3,720	6,710	4,807	4,229	6,770	43,866	4,236,072
(外国人)	(276)	(155)	(64)	(54)	(55)	(75)	(679)	(129,117)
H29	17,817	3,757	6,799	4,830	4,212	6,873	44,288	4,280,874
(外国人)	(309)	(167)	(77)	(58)	(65)	(76)	(752)	(138,676)
H30	17,898	3,770	6,914	4,920	4,199	7,034	44,735	4,328,814
(外国人)	(321)	(170)	(90)	(107)	(66)	(89)	(843)	(149,700)

注) 平成24年度以降は外国人人口を含む。カッコ内はうち外国人ならびに複数国籍世帯を示す。
出典：各市町住民基本台帳（平成24年度まで3月末現在、平成25年度から1月1日現在）

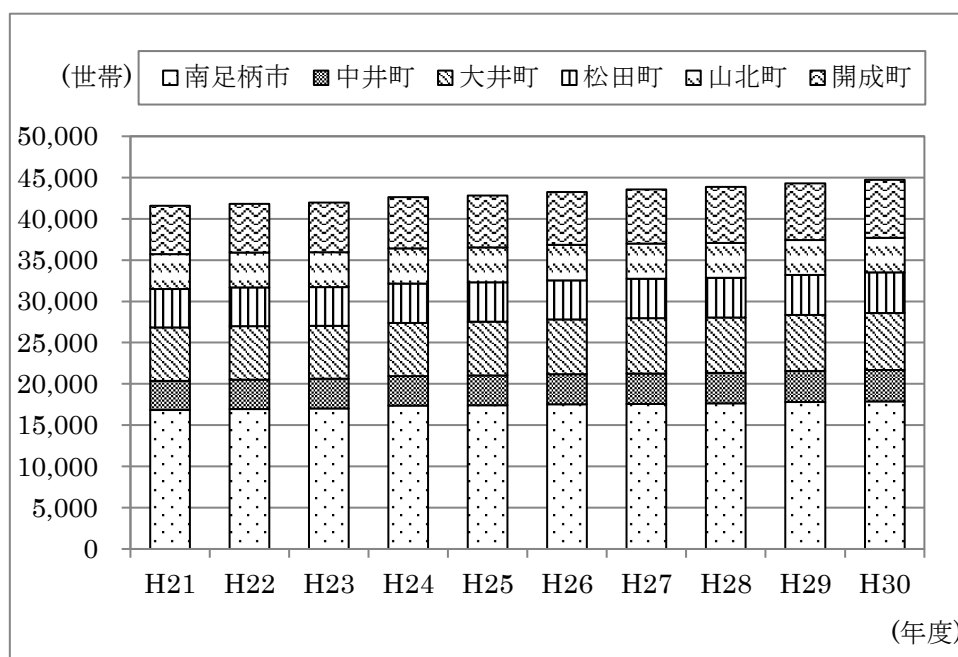


図2-6 構成市町の世帯数の推移

(3) 年齢構成

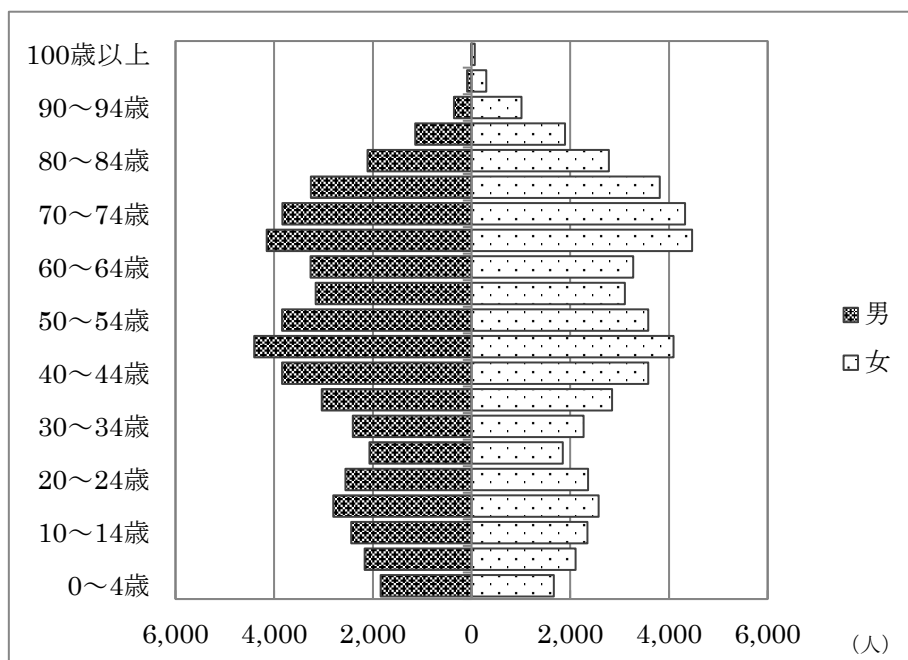
構成市町の人口（年齢不詳を含まない）のうち、15歳未満人口が11.7%、15～64歳人口が56.8%、65歳以上が31.3%を占めています。

表 2-4 構成市町の年齢構成

単位：人

	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合 計		
							総数	男	女
総数	42,176	9,445	17,036	10,928	9,841	17,820	107,246	52,865	54,381
0～4歳	1,325	222	541	363	216	842	3,509	1,840	1,669
5～9歳	1,702	300	685	353	317	918	4,275	2,170	2,105
10～14歳	1,856	434	876	349	340	935	4,790	2,440	2,350
15～19歳	2,044	490	1,018	486	416	923	5,377	2,803	2,574
20～24歳	1,951	424	889	499	387	770	4,920	2,556	2,364
25～29歳	1,551	305	616	465	303	678	3,918	2,071	1,847
30～34歳	1,793	356	729	543	355	895	4,671	2,404	2,267
35～39歳	2,266	504	957	523	438	1,194	5,882	3,033	2,849
40～44歳	2,816	684	1,312	644	547	1,418	7,421	3,838	3,583
45～49歳	3,309	747	1,509	833	580	1,520	8,498	4,402	4,096
50～54歳	2,969	577	1,232	779	629	1,232	7,418	3,840	3,578
55～59歳	2,515	499	944	728	670	913	6,269	3,162	3,107
60～64歳	2,487	639	914	750	830	921	6,541	3,263	3,278
65～69歳	3,358	884	1,273	917	1,050	1,142	8,624	4,153	4,471
70～74歳	3,260	850	1,255	853	880	1,063	8,161	3,834	4,327
75～79歳	2,973	634	1,011	741	693	1,019	7,071	3,256	3,815
80～84歳	2,081	398	649	573	558	635	4,894	2,111	2,783
85～89歳	1,202	268	370	355	401	438	3,034	1,141	1,893
90～94歳	511	151	166	135	182	222	1,367	358	1,009
95～99歳	128	57	42	30	48	87	392	91	301
100歳以上	13	14	14	5	1	21	68	6	62
不詳	66	8	34	4	0	34	146	93	53

出典：神奈川県年齢別人口統計調査(平成31年1月1日現在)



注) 年齢不詳は含まない。

図 2-7 構成市町の年齢構成

(4) 事業所数の推移

構成市町における事業所数（公務を含まない）は、平成 18 年から平成 21 年にかけて増加傾向でしたが、平成 24 年は減少し、平成 28 年現在 4,173 事業所となっています。

表 2-5 事業所数の推移

単位：事業所

	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
H18	1,617	456	720	665	510	664	4,632
H21	1,667	502	782	665	527	710	4,853
H24	1,512	463	683	566	475	660	4,359
H26	1,498	463	705	570	474	657	4,367
H28	1,398	453	687	531	455	649	4,173

出典：平成 18 年：事業所・企業統計調査、平成 21 年～28 年：経済センサス

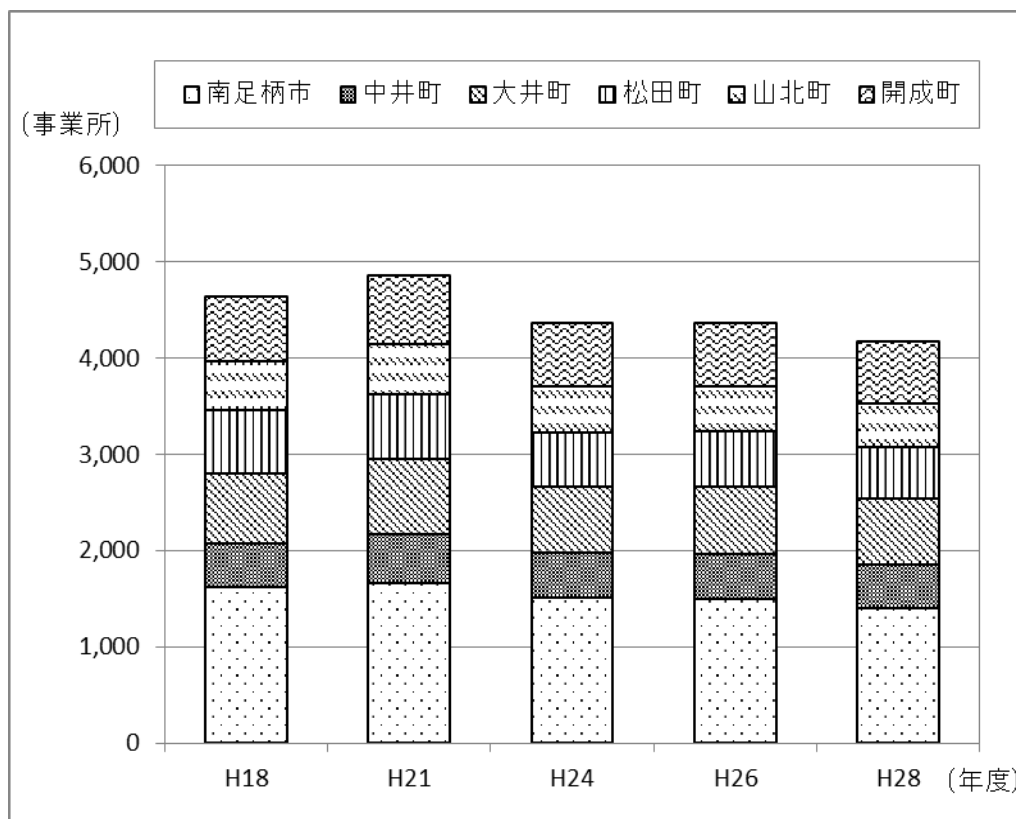


図 2-8 事業所数の推移

(5) 従業者数の推移

構成市町における従業者数（公務を含まない）は、事業所数と同様、全体で見ると平成18年から平成21年にかけては増加傾向でしたが、平成24年は減少し、平成28年現在、42,995人となっています。

表2-6 従業者数の推移

単位：人

	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
H18	16,386	8,227	7,700	4,512	4,310	6,665	47,800
H21	16,916	8,775	8,129	4,420	4,607	7,160	50,007
H24	14,540	8,271	6,059	3,934	4,300	6,987	44,091
H26	14,012	7,528	6,363	3,792	4,469	6,643	42,807
H28	13,729	7,762	6,493	3,708	4,473	6,830	42,995

出典：平成18年：事業所・企業統計調査、平成21年～28年：経済センサス

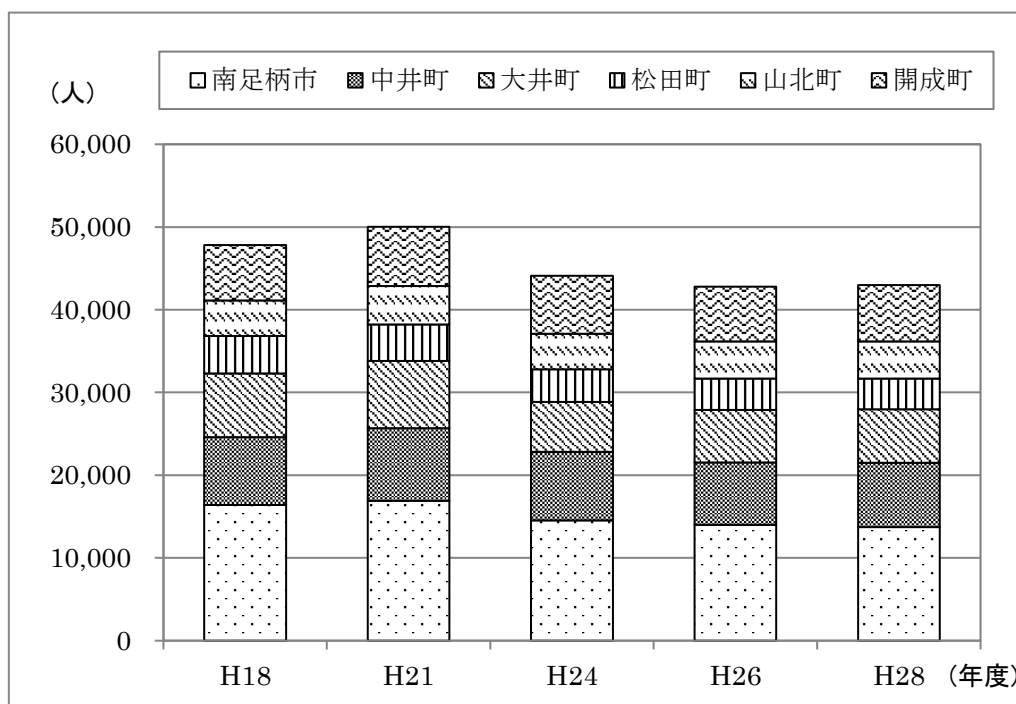


図2-9 従業者数の推移

第3章 ごみ処理の現状

3.1 ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の推移

構成市町全体でのごみ排出量は、微増減を繰り返しながら、平成24年度以降は減少傾向を示しています。平成30年度のごみ排出量は34,672tとなっています。

表3-1 構成市町のごみ排出量の推移（集団回収を除く）

単位：t/年

年度	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
H21	14,889	3,333	6,094	3,998	3,872	5,660	37,846
H22	14,859	3,269	6,019	3,911	3,931	5,508	37,497
H23	15,136	3,343	5,954	4,014	3,916	5,528	37,891
H24	14,966	3,305	6,010	3,995	3,955	5,616	37,847
H25	15,038	3,326	5,951	3,827	3,822	5,572	37,536
H26	14,651	3,392	5,916	3,774	3,873	5,482	37,088
H27	14,382	3,350	5,782	3,767	3,755	5,454	36,490
H28	14,091	3,329	5,774	3,793	3,674	5,447	36,108
H29	13,757	3,253	5,619	3,557	3,580	5,475	35,241
H30	13,516	3,199	5,432	3,522	3,515	5,488	34,672

注) 基礎データについては、各市町の収集をベースに作成しています。

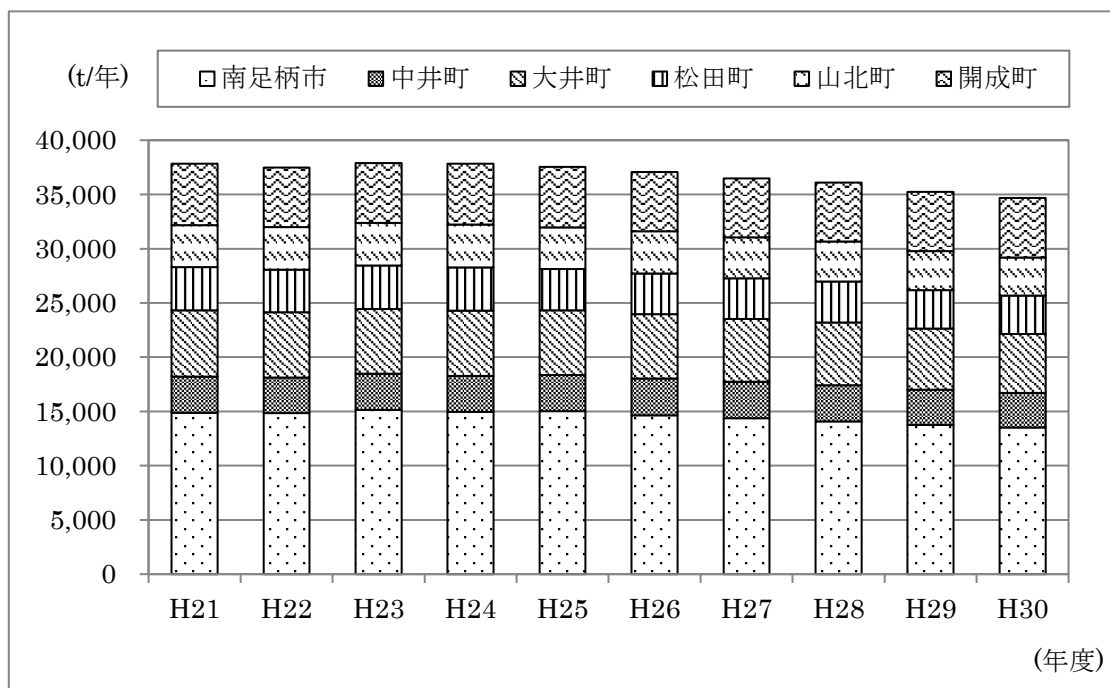


図3-1 構成市町のごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量の推移（集団回収を除く）

構成市町全体での家庭系ごみ排出量は、平成 24 年度以降減少傾向を示しています。平成 30 年度では 28,469t となっています。

表 3-2 構成市町の家庭ごみ排出量の推移（集団回収量を除く）

単位：t/年

年度	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
H21	12,875	2,590	5,114	3,500	3,338	4,361	31,778
H22	12,651	2,591	5,019	3,409	3,260	4,262	31,191
H23	12,899	2,643	5,009	3,583	3,295	4,331	31,760
H24	12,740	2,595	4,979	3,540	3,282	4,392	31,528
H25	12,809	2,563	4,890	3,394	3,168	4,382	31,206
H26	12,527	2,553	4,809	3,354	3,174	4,314	30,731
H27	12,251	2,571	4,703	3,331	3,058	4,344	30,258
H28	12,024	2,507	4,664	3,251	2,983	4,308	29,737
H29	11,573	2,461	4,555	3,139	2,870	4,341	28,939
H30	11,338	2,408	4,467	3,122	2,806	4,328	28,469

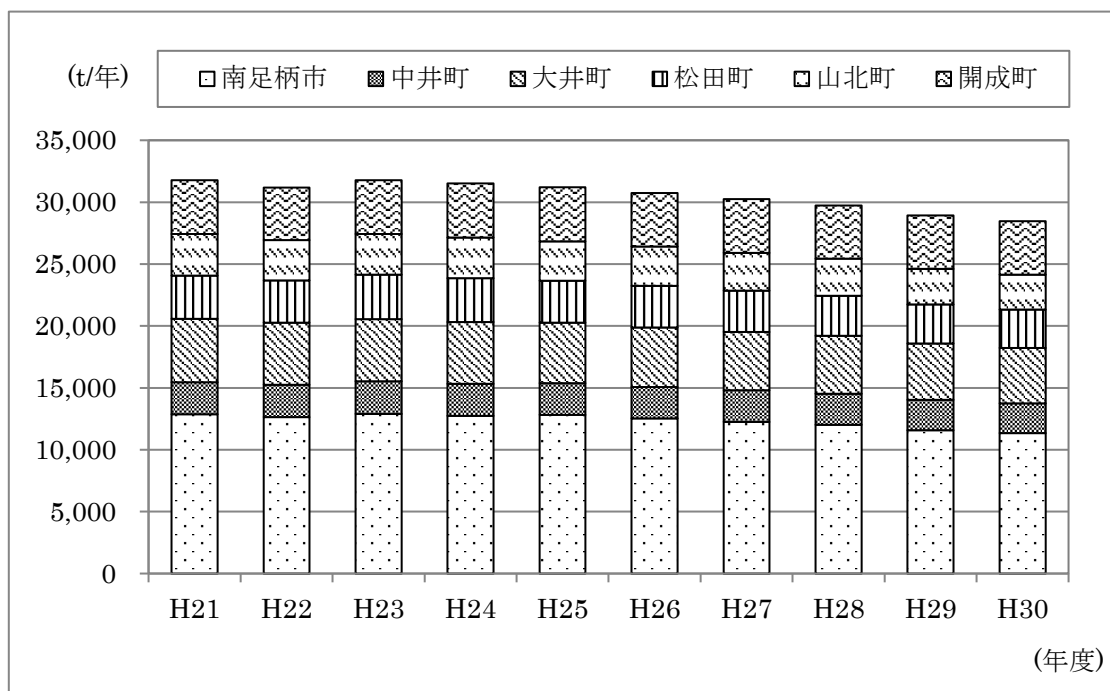


図 3-2 構成市町の家庭ごみ排出量の推移（集団回収を除く）

(3) 事業系ごみ量の推移

構成市町全体での事業系ごみ排出量は、年度により増減を繰り返しており、10年間の平均値は、6,262tとなっています。なお、直近の平成30年度では6,203tとなっています。

表3-3 構成市町の事業系ごみ排出量の推移

単位：t/年

年度	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
H21	2,014	743	980	498	534	1,299	6,068
H22	2,208	678	1,000	502	671	1,246	6,305
H23	2,237	700	945	431	621	1,197	6,131
H24	2,226	710	1,031	455	673	1,224	6,319
H25	2,229	763	1,061	433	654	1,190	6,330
H26	2,124	839	1,107	420	699	1,168	6,357
H27	2,131	779	1,079	436	697	1,110	6,232
H28	2,067	822	1,110	542	691	1,139	6,371
H29	2,184	792	1,064	418	710	1,134	6,302
H30	2,178	791	965	400	709	1,160	6,203

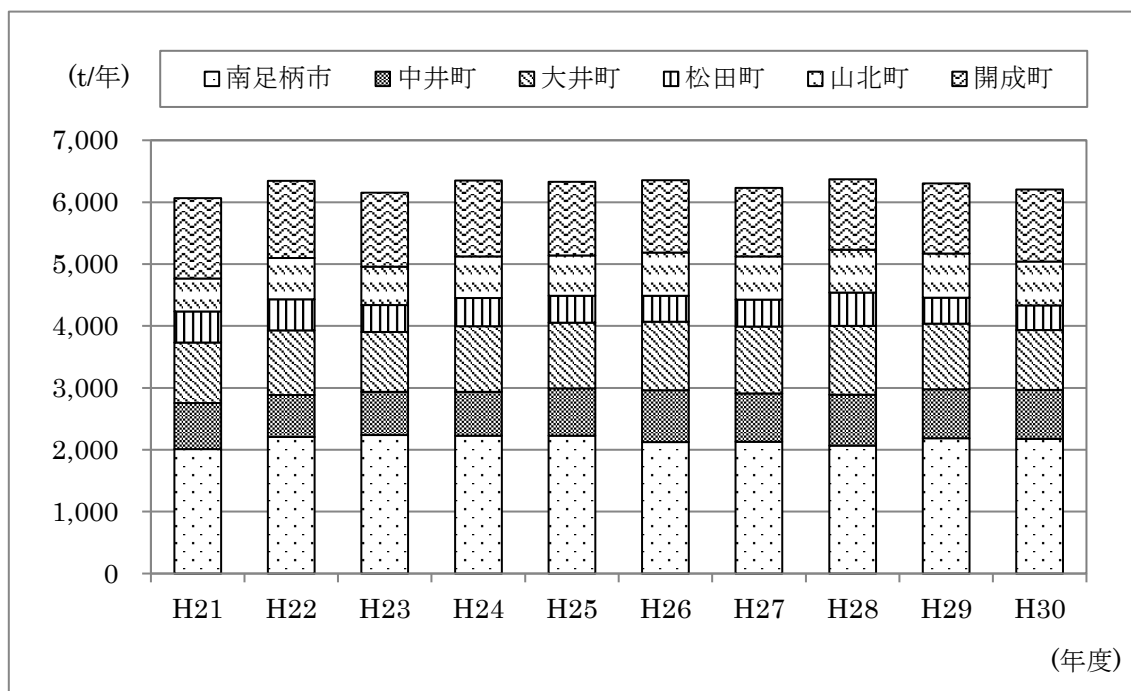


図3-3 構成市町の事業系ごみ排出量の推移

(4) ごみ排出量の内訳

平成30年度における構成市町全体での家庭系ごみ排出量は28,469tであり、事業系ごみ排出量は6,203tとなっています。比率としては、家庭系ごみ82.1%、事業系ごみ17.9%となっています。

表3-4 平成30年度構成市町のごみ排出量内訳（集団回収を除く）

		【上段：t/年 下段：(%)】									
		南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計			
ごみ排出量	家庭系ごみ（収集ごみ）	可燃ごみ	8,141 (28.6%)	1,831 (6.4%)	3,146 (11.1%)	2,279 (8.0%)	2,115 (7.4%)	2,963 (10.4%)	20,475 (71.9%)		
		不燃ごみ	384 (1.3%)	78 (0.3%)	177 (0.6%)	114 (0.4%)	84 (0.3%)	38 (0.1%)	875 (3.0%)		
		紙・布類	紙類	新聞紙（広告含む）	696 (2.4%)	101 (0.4%)	252 (0.9%)	190 (0.7%)	127 (0.4%)	242 (0.9%)	1,608 (5.7%)
				雑誌	385 (1.4%)	81 (0.3%)	174 (0.6%)	142 (0.5%)	126 (0.4%)	222 (0.8%)	1,130 (4.0%)
				段ボール	325 (1.1%)	67 (0.2%)	122 (0.4%)	95 (0.3%)	93 (0.3%)	135 (0.5%)	837 (2.8%)
				紙バック （飲料用紙バック）	7 (0.0%)	2 (0.0%)	3 (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.0%)	6 (0.0%)	20 (0.1%)
				その他の紙	268 (0.9%)	12 (0.0%)	62 (0.2%)	— (0.0%)	1 (0.0%)	36 (0.1%)	379 (1.1%)
				小計	1,681 (5.9%)	263 (0.9%)	613 (2.2%)	427 (1.5%)	349 (1.2%)	641 (2.3%)	3,974 (14.0%)
				布類	10 (0.0%)	26 (0.1%)	37 (0.1%)	47 (0.2%)	20 (0.1%)	47 (0.2%)	187 (0.7%)
		計	1,691 (5.9%)	289 (1.0%)	650 (2.3%)	474 (1.7%)	369 (1.3%)	688 (2.4%)	4,161 (14.6%)		
		PETボトル	127 (0.4%)	25 (0.1%)	54 (0.2%)	34 (0.1%)	33 (0.1%)	43 (0.2%)	316 (1.1%)		
		食品トレイ、発泡スチロール	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	6 (0.0%)	3 (0.0%)	9 (0.0%)		
		その他プラスチック製容器包装 （トレイ含む）	415 (1.5%)	60 (0.2%)	122 (0.4%)	83 (0.3%)	65 (0.2%)	125 (0.4%)	870 (3.0%)		
		缶類	101 (0.4%)	28 (0.1%)	58 (0.2%)	35 (0.1%)	47 (0.2%)	86 (0.3%)	355 (1.3%)		
		ピン類	242 (0.9%)	60 (0.2%)	111 (0.4%)	87 (0.3%)	66 (0.2%)	102 (0.4%)	668 (2.4%)		
		剪定枝	176 (0.6%)	6 (0.0%)	125 (0.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	236 (0.8%)	543 (1.8%)		
		計	2,752 (9.7%)	468 (1.6%)	1,120 (3.9%)	713 (2.5%)	586 (2.1%)	1,283 (4.5%)	6,922 (24.3%)		
		有害ごみ （乾電池、蛍光灯、ライター、体温計）	14 (0.0%)	4 (0.0%)	6 (0.0%)	5 (0.0%)	6 (0.0%)	6 (0.0%)	41 (0.1%)		
		粗大ごみ 注)	47 (0.2%)	27 (0.1%)	18 (0.1%)	11 (0.0%)	15 (0.1%)	38 (0.1%)	156 (0.6%)		
		家庭系ごみ排出量 小計	11,338 (39.8%)	2,408 (8.4%)	4,467 (15.7%)	3,122 (11.0%)	2,806 (9.9%)	4,328 (15.2%)	28,469 (100.0%)		
事業系ごみ（直接搬入ごみ）	可燃ごみ	1,896 (30.6%)	788 (12.7%)	921 (14.8%)	390 (6.3%)	696 (11.2%)	854 (13.8%)	5,545 (89.4%)			
	不燃ごみ	133 (2.1%)	0 (0.0%)	3 (0.0%)	4 (0.1%)	10 (0.2%)	1 (0.0%)	151 (2.4%)			
	資源ごみ	32 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	39 (0.6%)			
	資源ごみ(剪定枝)	114 (1.8%)	— (0.0%)	31 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	303 (4.9%)	448 (7.2%)			
	有害ごみ	1 (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.0%)			
	粗大ごみ	2 (0.0%)	3 (0.0%)	10 (0.2%)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	19 (0.2%)			
	事業系ごみ排出量 小計	2,178 (35.1%)	791 (12.8%)	965 (15.6%)	400 (6.4%)	709 (11.4%)	1,160 (18.7%)	6,203 (100.0%)			
合計	13,516	3,199	5,432	3,522	3,515	5,488	34,672				

※注）粗大ごみには、処理困難粗大ごみ、西部搬入分、その他のごみを含む。

(5) ごみ組成分析

平成 29 年度における可燃ごみ中のごみ組成は、南足柄市、足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合ともに紙布類の割合が最も高く、次いでビニール、合成樹脂類の割合が高くなっています。

三成分でみると、水分が 40 パーセント以上を占めています。

表 3-5 組成分析

市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合 名	構成市町村名	施設名	ごみの種類組成(%)						ごみの三成分(%)		
			紙、布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮類	木、竹、わら類	ちゅう芥類	不燃物類	その他	水分	可燃物	灰分
南 足 柄 市		清掃工場	46	26	14	11	1	3	42	54	4
足 柄 東 部 清 掃 組 合	中井町・大井町・松田町	大井美化センター	53	21	9	14	2	1	53	41	6
足 柄 西 部 清 掃 組 合	山北町・開成町	足柄西部環境センター	37	27	15	7	7	7	49	42	9

出典：平成 29 年一般廃棄物処理事業の概要から一部抜粋

3.2 排出抑制・資源化の状況

(1) 集団回収量の推移

平成 30 年度の構成市町全体の集団資源回収量は 138 t、一人 1 日あたりの回収量は 3.5g となっています。なお、南足柄市は平成 15 年度以降、市が奨励する集団回収は行っていません。

表 3-6 構成市町の集団回収量の推移

年度	南足柄市 (t/年)	中井町 (t/年)	大井町 (t/年)	松田町 (t/年)	山北町 (t/年)	開成町 (t/年)	合 計	
							(t/年)	(g/人日)
H21	0	44	101	148	97	46	436	10.6
H22	0	41	93	153	76	42	405	9.9
H23	0	39	79	132	79	42	371	9.1
H24	0	44	73	137	73	37	364	8.9
H25	0	8	68	120	83	30	309	7.6
H26	0	10	58	114	65	36	283	7.0
H27	0	0	56	94	53	12	215	5.3
H28	0	0	41	85	51	30	207	5.2
H29	0	0	45	77	42	16	180	4.5
H30	0	0	33	54	32	19	138	3.5

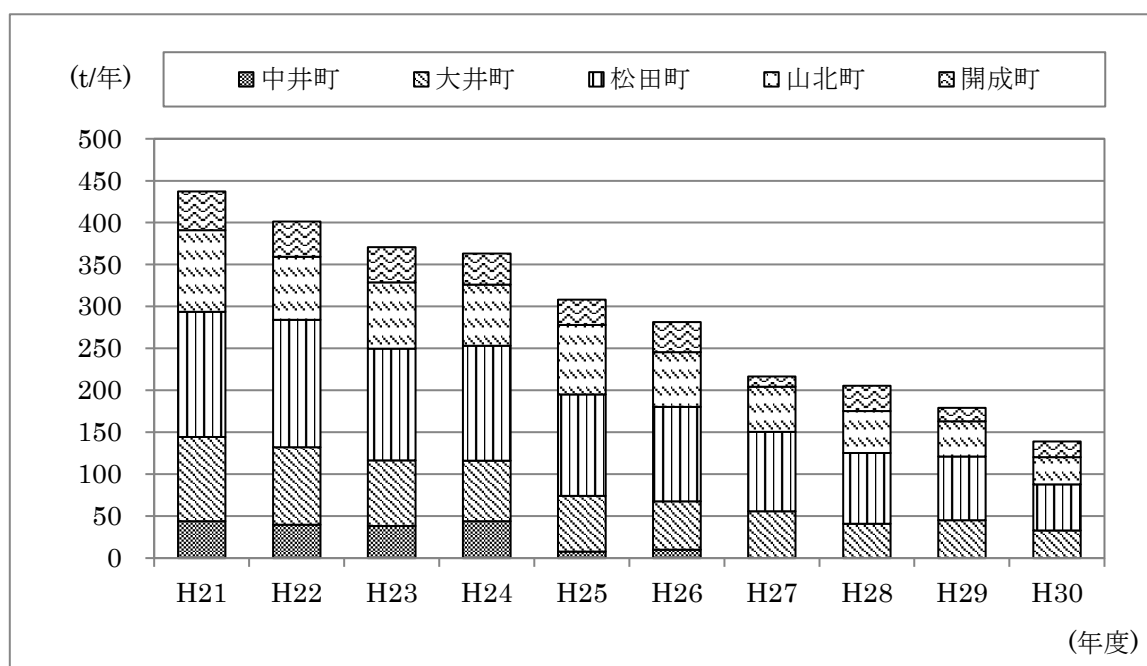


図 3-4 構成市町の集団回収量の推移

(2) 生ごみ処理容器等の普及状況

構成市町における生ごみ処理容器等の年間補助基数は減少傾向にあり、平成 30 年度では合計で 23 基の補助があり、累計補助数 7,833 基で普及率は 17.5%となっています。

表 3-7 構成市町の生ごみ処理容器等の普及状況

単位：基

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
南足柄市	補助数	23	8	0	0	0	0	0	0	0
	累計数	2,976	2,984	2,984	2,984	2,984	2,984	2,984	2,984	2,984
中井町	補助数	16	9	3	4	3	3	0	5	4
	累計数	1,190	1,199	1,202	1,206	1,209	1,212	1,212	1,217	1,221
大井町	補助数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計数	982	982	982	982	982	982	982	982	982
松田町	補助数	14	3	5	5	2	3	3	1	2
	累計数	600	603	608	613	615	618	621	622	624
山北町	補助数	15	17	17	18	8	6	6	7	6
	累計数	1,090	1,107	1,124	1,142	1,150	1,156	1,162	1,169	1,175
開成町	補助数	5	3	4	10	8	2	36	16	13
	累計数	732	735	739	749	757	759	795	811	824
合計	補助数	73	40	29	37	21	14	45	29	25
	累計数	7,570	7,610	7,639	7,676	7,697	7,711	7,756	7,785	7,810
普及率 (世帯)		18.2%	18.2%	18.2%	18.0%	18.0%	17.8%	17.8%	17.7%	17.6%
		41,578	41,821	41,985	42,640	42,823	43,245	43,567	43,866	44,288

注) 南足柄市 (3 基) と大井町 (14 基) は、段ボールコンポストで普及啓発を実施 (平成 30 年度実績)

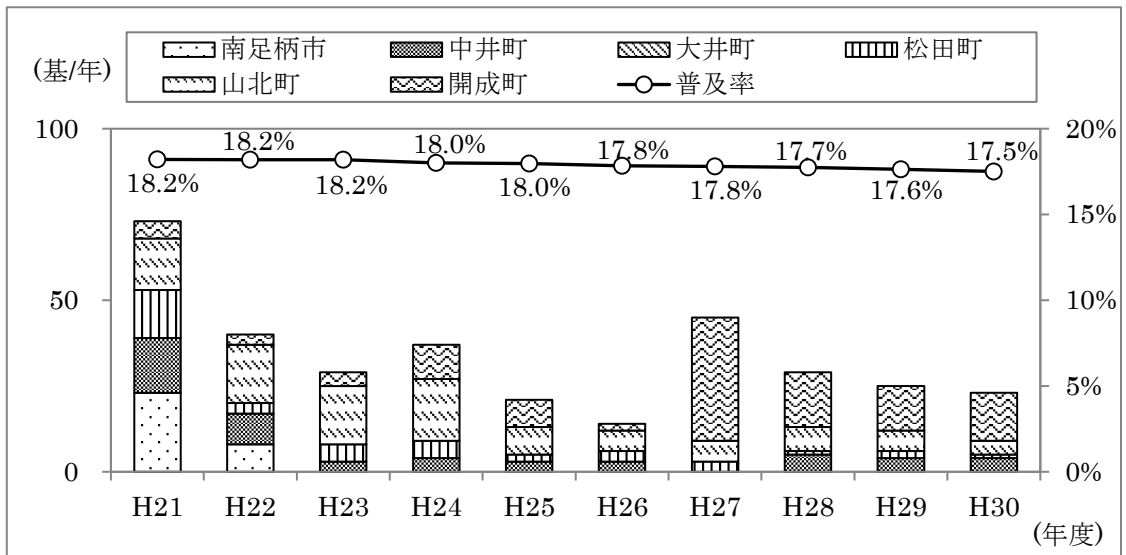


図 3-5 構成市町の生ごみ処理容器等の普及状況

3.3 収集・運搬の状況

構成市町の収集形態の状況を表 3-8 に、ごみの種類別収集頻度を表 3-9 に示します。

表 3-8 構成市町の収集形態の状況（家庭系ごみ）

収集形態		市町名					
		南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
可燃ごみ		委託	委託	委託	委託	委託	委託
不燃ごみ		委託	委託	委託	委託	委託	委託
資源ごみ	新聞紙	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	雑誌	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	布類	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	段ボール	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	紙パック	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	その他の紙製容器包装 (ミックスペーパー)	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	PETボトル	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	食品トレイ 発泡スチロール	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	その他のプラスチック製容器包装	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	缶類	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	ビン類	委託	委託	委託	委託	委託	委託
剪定枝	委託	委託	委託	×※1	×※1	委託	
廃食用油		委託	×	×	×	×	×
有害ごみ		委託	委託	委託	委託	委託	委託
粗大ごみ		委託	委託	委託	委託	委託	委託

※1) 可燃ごみに含む

表 3-9 構成市町のごみの種類別収集頻度（家庭系ごみ）

収集形態		市町名					
		南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
可燃ごみ		2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
不燃ごみ		1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月
資源ごみ	新聞紙	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週
	雑誌	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週
	布類	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週
	段ボール	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週
	紙パック	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週
	その他の紙 (ミックスペーパー)	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週
	PETボトル	1回/週	2回/月	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	その他のプラスチック製容器包装	1回/週	2~3回/月	2~3回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	缶類	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
	ビン類	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月
剪定枝	1回/週 ^{※1}	1回/週 ^{※1}	2回/週 ^{※1}	× ^{※2}	× ^{※2}	1回/週 ^{※3}	
廃食用油		1回/月	×	×	×	×	×
有害ごみ		1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月	2回/月
粗大ごみ		申込み制	申込み制	申込み制	申込み制	申込み制	申込み制

※1) 申込み制戸別収集を実施

※2) 可燃ごみに含む

※3) ステーション回収を実施

3.4 ごみ処理体系

構成市町における現在のごみ処理体系を図3-6に示します。

南足柄市においては、可燃ごみは、南足柄市清掃工場で焼却処理していますが、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、民間委託により処理しています。

また、中井町、大井町及び松田町においては、可燃ごみは、足柄東部清掃組合の大井美化センターで焼却処理し、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみのうちビン・カン、同組合の中井美化センターで処理しています。なお、その他の資源ごみは、民間委託により処理しています。

山北町及び開成町においては、可燃ごみ、不燃ごみ（カン含む）及び粗大ごみは、足柄西部清掃組合の足柄西部環境センターで処理し、資源ごみは民間委託により処理しています。

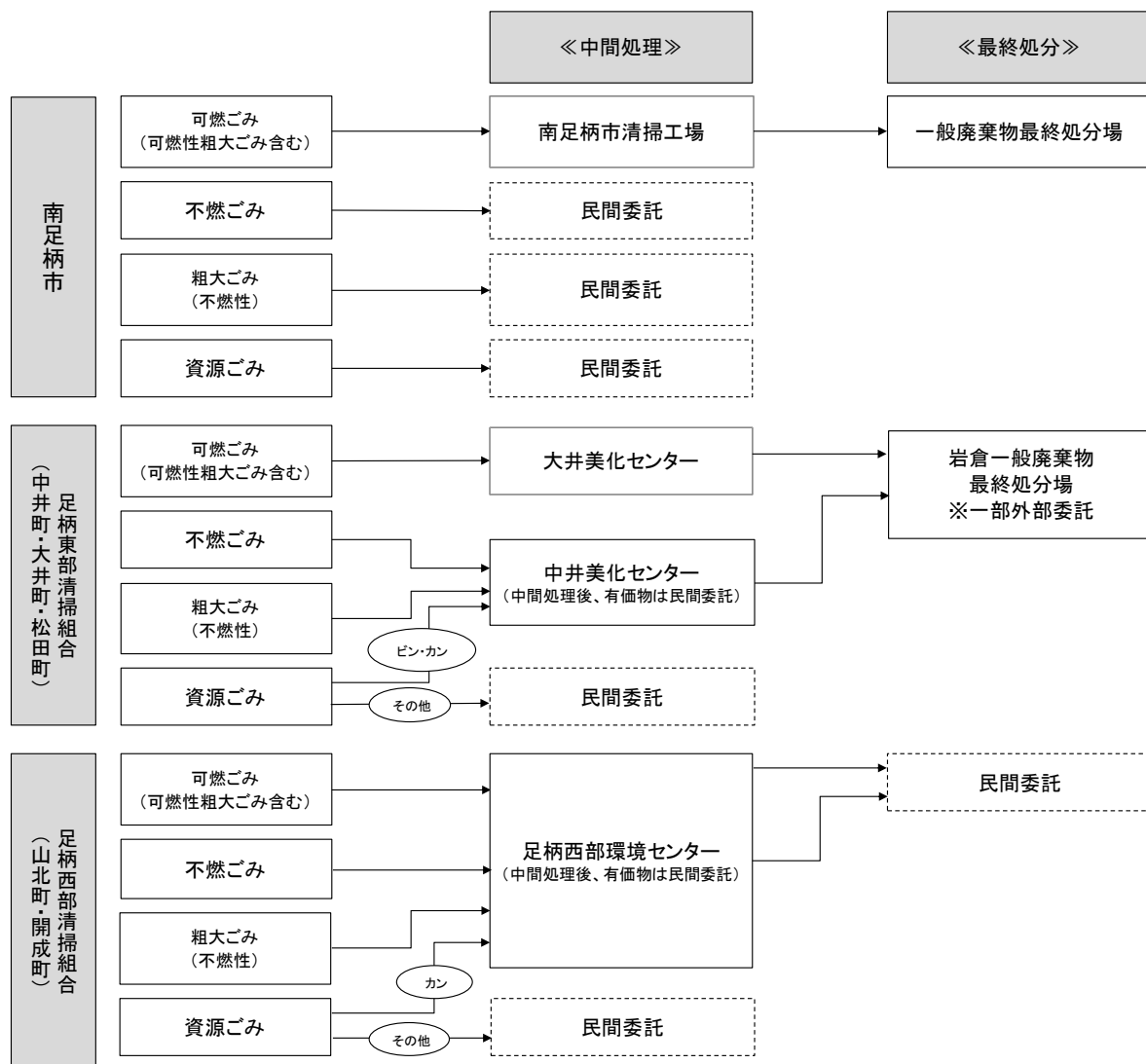


図3-6 構成市町のごみ処理体系

3.5 中間処理の状況

構成市町の中間処理施設（ごみ焼却処理施設、ごみ焼却処理施設以外）の稼働状況及び施設概要を表3-10に示します。

ごみ焼却処理施設3施設のうち、南足柄市清掃工場及び大井美化センターの稼働年数が現時点において35年を超え、足柄西部環境センターは25年を超えていることから、建替えや延命化などの措置を講ずる必要があります。

表3-10 中間処理施設の稼働状況及び施設概要

		焼却施設			
		南足柄市		足柄東部清掃組合	足柄西部清掃組合
施設名		南足柄市清掃工場		大井美化センター	足柄西部環境センター
規模 (処理方式)		73t/日 (准連続式)		50t/日 (准連続式)	50t/日 (准連続式)
稼働開始年度		昭和58年4月		昭和59年4月	平成7年4月
稼働年	R1	37年目		36年目	25年目
	R9	45年目		44年目	33年目

		焼却施設以外			
		南足柄市		足柄東部清掃組合	足柄西部清掃組合
施設名		南足柄市清掃工場可燃性粗大ごみ破碎設備	南足柄市最終処分場廃プラスチック破碎施設(休止中)	中井美化センター	足柄西部環境センター
規模 (処理方式)		10t/日 (破碎・選別)	0.7t/日 (破碎・選別)	20t/日 (破碎・選別)	8t/日(破碎・選別) 5t/日(可燃粗大) 破碎・切断
稼働開始年度		昭和58年4月	平成17年3月	昭和59年8月	平成7年4月
稼働年	(R1)	37年目	13年目	36年目	25年目
	(R9)	45年目	21年目	44年目	33年目

3.6 最終処分状況

最終処分場の稼働状況及び概要を表3-11に示します。

南足柄市最終処分場は、廃プラスチックの資源化により、当初予定の埋立終了期限を延長（約11年）する計画としています。

また、岩倉一般廃棄物最終処分場は、平成13年度より焼却残さの処理を一部外部委託することにより、処分場の延命化（10年）を図っています。どちらの最終処分場も埋立を終了した後の対応を検討していく必要があります。

足柄西部清掃組合では、民間の最終処分場で処理をしています。

表3-11 最終処分場の稼働状況及び施設概要

施設所管 施設	南足柄市		中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
			足柄東部清掃組合			足柄西部清掃組合	
名称	南足柄市 最終処分場	雨坪最終処分場	岩倉一般廃棄物 最終処分場			民間委託	
所在地	南足柄市雨坪 字谷津ヶ沢595	南足柄市雨坪 字谷津ヶ沢590	足柄上郡中井町 岩倉439番地				
敷地面積	24,400m ²	27,800m ²	11,523m ²				
埋立面積	7,100m ²	6,000m ²	8,920m ²				
埋立容量	40,000m ³	35,000m ³	47,700m ³				
埋立開始年月	平成17年11月	昭和63年4月	昭和61年6月				
埋立終了予定年月	令和10年度まで	平成17年度 (埋立終了)	令和6年度まで				
平成30年度末埋立量	19,705m ³	-	40,334m ³				
埋立残余容量	20,295m ³	-	4,766m ³				

第4章 ごみ処理広域化の基本理念

4.1 広域化の基本理念

「次世代のために、経済・社会・環境の統合的向上を目的とするSDGsの考え方にに基づき、足柄上地区全体で持続可能な地域社会を構築するためのごみ処理システムを目指します」

足柄上地区はあしがら平野と丹沢山地の豊かな自然環境に恵まれ、歴史のある素晴らしい地域です。この魅力ある地区を次世代にしっかりと引き継ぐため、SDGsの考え方にに基づき、ごみがライフサイクルを通じて適正に処理されることにより、資源循環がはかられるごみ処理システムを目指します。また、ごみ処理エネルギーの効率的な回収による低炭素化を進めることにより、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の構築を目指します。

4.2 広域化によるごみ処理の考え方

足柄上地区における廃棄物処理については、「地球にやさしい地域づくり」を目的として、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進め、廃棄物を再使用、再生利用、熱回収の順で適正に循環的な利用を徹底し、環境への負荷の低減に配慮することを基本とします。

また、気候変動対策として、市町が協働で温室効果ガスの排出削減につながる取組や気候変動の影響へ適応した取組を推進していくことで、広域化のスケールメリットをいかした省エネルギーや電気、熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収することが可能なごみ処理施設の整備を進めていきます。

なお、足柄上地区では、次に示す考え方に基づいて、ごみ処理広域化を推進していくものとします。

考え方1：3Rを基本とした環境に配慮した廃棄物処理システムづくりを目指します。

住民・事業者・行政の協働による循環型社会を構築するために、まずはごみの発生を抑制（リデュース：Reduce）し、次に不用になったものは再使用（リユース：Reuse）または再生利用（リサイクル：Recycle）を行う3Rを進めていきます。

また、ダイオキシン類などの公害対策はもちろんのこと、気候変動対策や省エネルギー・創エネルギーなどの環境保全対策に配慮した安全・安心な廃棄物処理システムづくりを推進します。

考え方2：災害に対して強靱かつ安全な地域の核となる施設整備を目指します。

災害等におけるごみ処理に対応するために、広域的な相互協力体制の構築を図ります。

また、持続可能な適正処理の確保を前提として、廃棄物処理施設の特徴をいかした廃棄物処理にかかるエネルギーの活用、災害時の防災拠点、環境教育・環境学習の場など、地域循環共生圏の核とし、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を目指します。

考え方3：広域化によるスケールメリットをいかした効率的な廃棄物処理を目指します。

広域化を推進することにより、施設整備のみならず、収集・運搬から中間処理、最終処分に至る廃棄物処理経費の削減を図るとともに、民間活力の導入、効率的かつ安定的な廃棄物処理システムをつくることによって、各自治体における行政負担を最大限まで減らすことを目指します。

また、地域全体でのごみ処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえ、構成市町の連携による既存施設の活用を図ります。

広域化の考え方を実現するための施策の体系とスケジュールを別表に示します。

第5章 減量化・資源化に向けた計画

5.1 減量化・資源化に係る課題

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）」において、令和7年度までに「一人1日当たりの家庭系ごみ（事業系ごみ・資源ごみ・集団回収量を除く）排出量」を440gまで削減する目標を掲げています。この国の目標に対し、本地域における一人1日当たりの家庭系ごみ（事業系ごみ・資源ごみ・集団回収量を除く）排出量は、平成30年度現在、543g（1市5町全体）となっており、国の目標を大きく上回っていることから、今後も、行政が主体となって住民や事業者と協働でごみの減量化及び資源化を推進することが必要です。

そのため、ごみの減量化及び資源化の推進に向け、住民意識の公平性の観点から、広域化の対象とする資源ごみの品目を定め、統一した数値目標（減量目標など）を設定した上で、減量化・資源化施策を早期に推進することが求められます。

5.2 減量化・資源化に向けた計画

（1）数値目標の設定

本地域では、考え方1の「3Rを基本とした環境に配慮した廃棄物処理システムづくりを目指します」に沿って、ごみ減量化と資源化に取り組みます。具体的には、表5-1のとおり国における「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」を参考に、一人1日当たりのごみ総排出量を850g、一人当たりの家庭ごみ量（事業系ごみ・資源ごみ・集団回収量を除く）を440gまで削減することを目標とします。なお、数値目標は、社会情勢、国や県の計画を参考に見直します。

構成町の一人1日当たりのごみ排出実績を、表5-2に示します。

表5-1 目標

項目	内容	
目標指標	一人1日当たりのごみ総排出量 (家庭系ごみ・事業系ごみ・資源ごみ・集団回収を含む)	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (事業系ごみ、資源ごみ、集団回収を除く)
目標年度	令和7年度	令和7年度
目標値	850g (※平成30年度現在 1市5町全体：877g)	440g (※平成30年度現在 1市5町全体：543g)

※基本方針における目標値は国の目標値を目指すものであり、今後策定される詳細計画の中でより現実的な数値目標を定めていくこととなります。将来のごみ排出量の推計結果は別表3で示します。

表 5-2 構成市町の一人 1 日当たりのごみ排出量実績（平成 30 年度）

項 目		南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	平均
実績 (平成 30 年度)	総排出量	868g	924g	867g	873g	943g	850g	888g
	家庭系ごみ	551g	561g	531g	588g	590g	470g	549g

※一人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人/日) = 年間ごみ排出量 (t) / 人口 (人) / 365 (日) × 10⁶ (g/t)

(2) 減量化に向けた施策

ごみの減量化を推進するため、家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれの施策に取り組みます。

① 家庭系ごみの排出抑制

ア 発生抑制・排出抑制の推進

家庭から排出されるごみを減らすために、消費行動などのライフスタイルの見直しを推進し、効果的な意識改革を啓発していきます。

▶ 減量化に向けた啓発の推進

使い捨て商品の使用抑制や食品ロスの削減、生ごみの水切りなど、生活習慣の変化による廃棄物の発生抑制や様々な減量化に向けた啓発を広報紙やホームページ、ごみカレンダーなどを活用し、引き続き住民への周知を強化、推進していきます。

自治会に加入していない住民や海外からの転入者を含む短期滞在者、集合賃貸住宅に住む方などに対する効果的な啓発をしていきます。

イ 分別の徹底

家庭から排出される燃やすごみ・燃えないごみの中から、資源化できるごみの分別を徹底するため、効果的な啓発に取り組みます。

▶ ごみに含まれる資源（紙類・プラスチック類等）の分別徹底

家庭から排出されるごみの中には、まだ資源化が可能な紙類やプラスチック類等が多く混入していることから、汚れを取るなど分別の徹底について周知・啓発に努めていきます。

ウ 公平なごみ処理の検討

▶ 家庭系ごみ有料化等の検討

家庭系ごみ（資源ごみは除く）の有料化や、率先行動を評価する仕組みづくりにより、ごみ処理の公平性やごみ量を減らして費用負担を軽減しようとする経済的インセンティブが生まれ、排出抑制が期待できます。

さらにごみ処理への関心が高まり、ごみの排出に対する意識改革につながるなどの効果も期待できることから、家庭系ごみの有料化の導入等を検討していきます。

② 事業系ごみの排出抑制

ア 発生抑制・排出抑制の推進

事業所から排出されるごみを減らすため、ゼロ・エミッション（廃棄物そのものを出さない仕組み）等を推進するため、効果的な啓発・指導をしていきます。

➤ 事業者への指導の徹底

特にごみ量の増加が著しい事業者に対し、ごみの排出抑制に向けた指導を徹底していきます。

イ 事業系ごみ手数料の見直し

手数料について、減量化の徹底の観点から、ごみ処理原価に基づいた料金設定を検討していきます。

ウ 適正排出の指導・啓発

事業系ごみの適正排出（家庭系ごみとの分別）を徹底するため、排出状況を把握し、必要な指導・啓発を実施していきます。

（3）資源化に向けた施策

減量化に取り組んだ上で、ごみとして排出されたものは可能な限り資源化します。考え方3の「広域化によるスケールメリットをいかした効率的な廃棄物処理を目指します。」に沿って、足柄上地区にとって最適な資源化のシステム構築を目指していきます。

① 資源化の拡大

資源化品目の拡大を検討することにより、これまで焼却等の処理をしていたごみの資源化を推進し、生ごみ等の有機物を除く、プラスチックや化学繊維などを資源化し、新たに排出されるCO₂をゼロにする取り組みであるゼロカーボンを目指します。

ア 剪定枝等の木質系廃棄物の資源化

現在、南足柄市・中井町・大井町・開成町では、家庭から排出される剪定枝について資源化を実施していますが、松田町・山北町では可燃ごみとして収集され、焼却処分されています。剪定枝等の木質系廃棄物の資源化の拡大と効率化を目指し、令和3年度までに資源化に向けた具体的手法の協議を進め決定します。

イ 製品プラスチック類の資源化

足柄上郡5町では、製品プラスチックを可燃ごみとして処理しており、南足柄市では、現在不燃ごみとして回収し、選別後民間業者にて熱回収しています。今後は国の動向を踏まえながら、令和3年度までに製品プラスチック類の資源化の拡大に向けた具体的手法の協議を進め決定します。

ウ 小型家電の資源化

小型家電について、広域でより効率的な資源化を図れるよう検討していきます。また、収集・運搬又は処分の過程において、火災の原因となっているリチウムイオン電池や電子タバコ等の適正な取り扱いについても併せて検討していきます。

エ 食品リサイクル等の推進

家庭から排出される手つかずの食品や食べ残し等、食品ロスの発生抑制及び排出抑制を促進するとともに、食品リサイクルや廃油リサイクル等についても検討していきます。

オ さらに資源化の検討

今後、さらなる高齢化の進展に伴い、家庭から排出される可燃ごみの中に含まれている紙おむつ等の増加が予測されるため、資源化の検討をしていきます。

項 目		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
減量化に向けた施策	啓発の推進	●	→	→	→	→	→	→	→
	分別の徹底	●	→	→	→	→	→	→	→
	有料化に向けた協議		●	→	→	→	→	→	→
	事業系ごみの排出抑制	●	→	→	→	→	→	→	→
資源化に向けた施策	剪定枝等・製品プラスチック資源化	●	検討	●	実施	→	→	→	→
	小型家電資源化	●	→	→	→	→	→	→	→
	食品リサイクル等	●	→	→	→	→	→	→	→
	さらなる資源化の検討	●	→	→	→	→	→	→	→
備考									

図5-1 減量化・資源化の施策に係るスケジュール

第6章 収集・運搬に向けた計画

6.1 収集・運搬に係る課題

足柄上地区の分別区分、収集頻度などが異なっていますが、資源化の拡大、住民サービスの公平感の等の観点から統一していく必要があります。

6.2 収集・運搬に向けた計画

(1) 収集区分の統一

①剪定枝等のその他資源物

可燃ごみの分別品目におけるその他の資源物（剪定枝等）は、広域化で対象とする資源品目の検討と併せ検討し、令和8年度までに資源化推進の観点から収集・運搬方法を決定します。

②不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの排出方法等は、現状、構成市町において異なっていますが、令和8年度までに検討し施設整備の時期と併せて決定します。

(2) 指定ごみ袋

現在、指定ごみ袋は南足柄市、東部清掃組合、山北町、開成町がそれぞれ異なる指定袋を使用していることから、購入場所や価格も個別の状況となっており、利便性の向上や費用対効果、環境配慮型ごみ袋などを考慮し広域で統一したごみ袋の導入を検討し、令和5年度までに決定します。

(3) 事業系ごみの収集方法

事業系ごみについては、家庭系ごみへの混入を防ぐために、事業者の排出者責任等について指導するとともに、許可業者による収集への周知徹底を実施します。また、排出量の少ない事業者に対し、新たな収集制度の導入等を検討していきます。

(4) 運搬ルートの設定

①過渡期の可燃ごみの受け入れについて

新可燃ごみ処理施設工事予定期間中の過渡期（「9.2 過渡期の対応」参照）については、管内での受け入れを前提として令和5年度までに検討していきます。特に運搬ルートや車両等については、できるだけ地元地域の意向に沿った対応を検討していきます。

②新可燃ごみ処理施設での運搬ルートについて

新可燃ごみ処理施設での運搬ルートは、中継施設の導入も含め令和3年度までに方針を検討し決定します。特に運搬ルートや車両等については、できるだけ地元地域の意向に沿

った対応を検討していきます。

(5) 直接搬入ごみ

直接搬入ごみに対する受入要件は、各施設による受け入れ基準や搬入料金等が異なりますが、稼働時期に合わせて統一します。また、事業系ごみの搬入料金も併せて検討していきます。

項 目		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	収集区分の検討				●	→ 検討			
	指定ごみ袋		●	→					
	事業系ごみの収集方法	●	→ 継続実施						
	過渡期に係る協議	●	→ 検討						
	運搬ルート of 検討	●	→ 検討						
	中継施設導入の検討	●	→ 検討						
	直接搬入の料金設定及び管内の統一等				●	→ 検討			
備考									

図6-1 収集・運搬に係るスケジュール

第7章 中間処理・最終処分計画及び施設配置計画

7.1 中間処理計画

(1) 中間処理に係る課題

既存ごみ焼却施設は、南足柄市清掃工場及び大井美化センターでは稼働後 35 年、足柄西部環境センターでも稼働後 25 年を超えており、施設の老朽化や設備機器等の更新が必要な時期に差し掛かってきています。本地域での可燃ごみを安定的に処理することが必要であることから、新施設の早期の稼働を目指し、施設整備事業を確実に実施していくことが必要です。

なお、人口減少や減量化・資源化の取組によって、将来はごみ処理量が変わることが想定されます。整備する施設の規模や配置を検討するためには、正確なデータに基づくごみ量の将来予測が必要となります。

(2) 中間処理施設配置計画

今後の検討において、新可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、資源化施設の整備は、運搬効率や稼働効率などを踏まえ総合的に判断します。また、解体する焼却施設の跡地には資源化施設を整備することを基本とします。

なお、施設整備においては、考え方 2 : 「災害に対して強靱かつ安全な地域の核となる施設整備を目指します。」に沿って、環境負荷の低減に配慮するとともに気候変動対策や災害対策の必要性も踏まえ、地域に新たな価値を創出する「地域循環共生圏」の核となる施設を整備することを目指します。

①新可燃ごみ処理施設

新可燃ごみ処理施設は、本地域の可燃ごみを効率的かつ安定的に処理するため、24 時間稼働を基本とし、3つの焼却施設を一つに集約します。処理方式や規模等は、今後策定する施設整備基本計画に位置付けることとし、早期の稼働に向け、令和 3 年度から 6 年度にかけて施設整備基本計画の策定、生活環境影響調査、工事発注のための要求水準書作成などの事業を進め、令和 7 年度から建設工事を行います。

②不燃・粗大ごみ処理施設

不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、既存焼却施設の跡地利用を基本として、施設規模、ランニングコストを含めた費用等の検討を行い、令和 4 年度までに方向性を決定します。

③資源化施設

資源ごみの処理は、まず広域で対象とする品目を選定し、不燃ごみ及び粗大ごみの検討と同様、既存焼却施設の跡地利用を基本として、施設規模、ランニングコストを含めた費用等の検討を行い、令和 4 年度までに方向性を決定します。

項 目		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
施設の配置	新可燃ごみ処理施設	 方式検討 施設整備基本計画 生活環境影響調査 発注支援等					建設		
	新資源化施設	 処理品目の検討 跡地利用の検討 施設の建替えの検討 施設規模の決定 費用の算定			 スケジュール等の検討				
備考									

図 7-1 中間処理に係るスケジュール

7.2 最終処分計画

(1) 最終処分に向けた課題及び計画

最終処分については、新たな建設候補地の選定や建設にかかる費用の観点から、将来的に新たな建設が困難であるため、社会情勢や費用対効果なども踏まえ民間委託による最終処分及び焼却灰の資源化を目指し、民間による溶融、リサイクルを推進します。既存の最終処分場については、延命化も含めた将来の在り方を検討していきます。

新可燃ごみ処理施設から発生する残さは、ごみ処理方式の検討の際に併せて検討します。

項 目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
最終処分計画	 可燃残渣、不燃残渣の処理方法について検討 受け入れ先の調整、確保 民間委託の状況等、社会状況の把握に努めつつ協議							
備考								

図 7-2 最終処分に係るスケジュール

第8章 人口の将来予測

8.1 人口の将来予測

構成市町における将来人口推計の流れを図8-1に示します。

構成市町における人口の将来予測は、条件をそろえるため、表8-1に示す国立社会保障・人口問題研究所による人口推計結果を用い、直近の実績値に合わせて補正をかけたものを使用します。

同研究所における推計結果は、5年ごとであることから、間を補完する必要があります。直線近似により補完した結果を表8-2に、補完結果と直近の人口実績（令和元年度）との差を表8-3に示します。

令和元年の推計結果と、直近の人口実績である令和元年度の神奈川県人口統計調査が合致するよう表8-3の差を用いて補正を行います。補正後の構成市町における人口の将来予測結果を表8-4及び図8-2に示します。

令和元年現在、構成市町全体で106,838人ですが、計画最終目標年度である令和16年では、92,376人と予測されます。

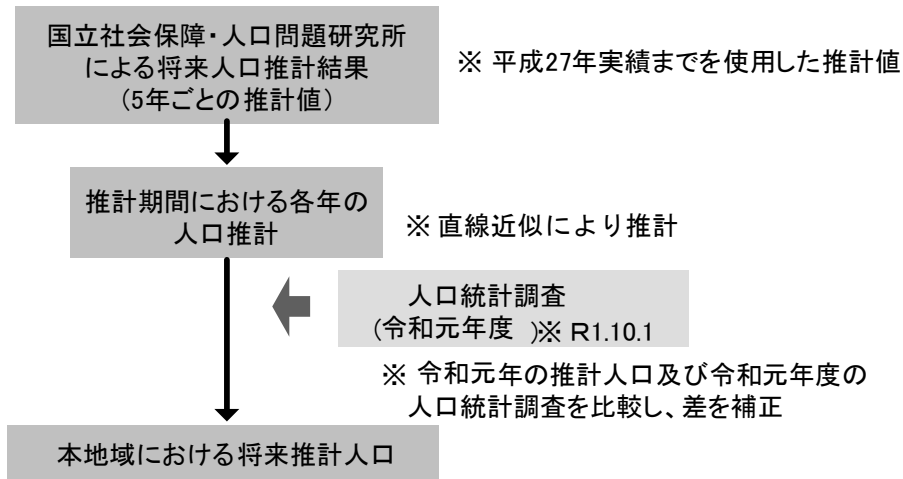


図8-1 将来人口推計の流れ

表8-1 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計結果

単位：人

		南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
実績値	H27	43,306	9,679	17,033	11,171	10,724	17,013	108,926
推計値	R2	42,010	9,234	16,803	10,469	9,683	17,445	105,644
	R7	40,263	8,689	16,350	9,711	8,636	17,601	101,250
	R12	38,248	8,065	15,759	8,932	7,626	17,567	96,197
	R17	36,041	7,413	15,107	8,147	6,643	17,398	90,749
	R22	33,812	6,752	14,469	7,364	5,686	17,149	85,232
	R27	31,640	6,104	13,845	6,622	4,813	16,796	79,820

出典：国立社会保障・人口問題研究所

表8-2 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計結果（補完）

単位：人

	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
H27	43,306	9,679	17,033	11,171	10,724	17,013
H28	43,047	9,590	16,987	11,031	10,516	17,099
H29	42,788	9,501	16,941	10,890	10,308	17,186
H30	42,528	9,412	16,895	10,750	10,099	17,272
R1	42,269	9,323	16,849	10,609	9,891	17,359
R2	42,010	9,234	16,803	10,469	9,683	17,445
R3	41,661	9,125	16,712	10,317	9,474	17,476
R4	41,311	9,016	16,622	10,166	9,264	17,507
R5	40,962	8,907	16,531	10,014	9,055	17,539
R6	40,612	8,798	16,441	9,863	8,845	17,570
R7	40,263	8,689	16,350	9,711	8,636	17,601
R8	39,860	8,564	16,232	9,555	8,434	17,594
R9	39,457	8,439	16,114	9,399	8,232	17,587
R10	39,054	8,315	15,995	9,244	8,030	17,581
R11	38,651	8,190	15,877	9,088	7,828	17,574
R12	38,248	8,065	15,759	8,932	7,626	17,567
R13	37,807	7,935	15,629	8,775	7,429	17,533
R14	37,365	7,804	15,498	8,618	7,233	17,499
R15	36,924	7,674	15,368	8,461	7,036	17,466
R16	36,482	7,543	15,237	8,304	6,840	17,432

注) 同研究所による推計結果は5年ごと（網掛け部）のため、各年の推計人口は直線近似により算出。

表8-3 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計結果と実績値との差

単位：人

	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	
R1	実績値	41,814	9,368	17,060	10,884	9,702	18,010
	推計値	42,269	9,323	16,849	10,609	9,891	17,359
	差	-455	45	211	275	-189	651

注) R1. 10. 1 神奈川県人口統計調査（外国人含む）

表 8-4 将来人口推計結果

単位：人

		南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
実績値	H30	42,687	9,481	17,280	11,227	10,308	17,744	108,727
	R1	41,814	9,368	17,060	10,884	9,702	18,010	106,838
推計値	R2	41,555	9,279	17,014	10,744	9,494	18,096	106,182
	R3	41,206	9,170	16,923	10,592	9,285	18,127	105,303
	R4	40,856	9,061	16,833	10,441	9,075	18,158	104,424
	R5	40,507	8,952	16,742	10,289	8,866	18,190	103,546
	R6	40,157	8,843	16,652	10,138	8,656	18,221	102,667
	R7	39,808	8,734	16,561	9,986	8,447	18,252	101,788
	R8	39,405	8,609	16,443	9,830	8,245	18,245	100,777
	R9	39,002	8,484	16,325	9,674	8,043	18,238	99,766
	R10	38,599	8,360	16,206	9,519	7,841	18,232	98,757
	R11	38,196	8,235	16,088	9,363	7,639	18,225	97,746
	R12	37,793	8,110	15,970	9,207	7,437	18,218	96,735
	R13	37,352	7,980	15,840	9,050	7,240	18,184	95,646
	R14	36,910	7,849	15,709	8,893	7,044	18,150	94,555
	R15	36,469	7,719	15,579	8,736	6,847	18,117	93,467
R16	36,027	7,588	15,448	8,579	6,651	18,083	92,376	

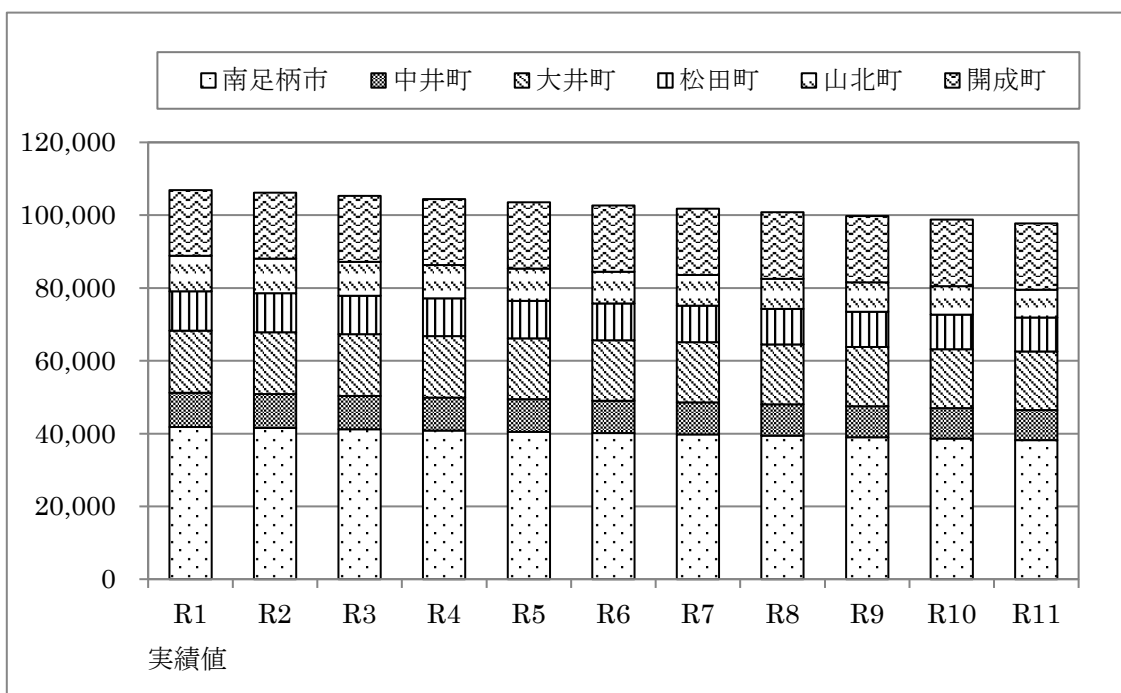


図 8-2 将来人口推計結果

第9章 ごみ排出量及び処理量の将来予測

9.1 ごみ排出量の将来予測

今後、ごみ処理施設の規模、配置を検討する際の基礎データとするため、ごみ量の将来推計を行います。

(1) ごみ排出量の将来予測方法

将来ごみ量は、目標として設定した令和7年度目標値である一人1日当たりの家庭系ごみ排出量440gに向けて減量化・資源化を目指し、440gを維持するものとします。

年間排出量は、平成30年度収集実績の一人1日当たりのごみの総排出量に、将来人口推計結果(8.1 参照)と年間日数(365日又は366日)を乗じることにより推計します。なお、将来のごみ総排出量に占める家庭ごみ、事業系ごみの排出量、及び品目ごとの排出量は、直近の平成30年度実績における品目ごとの割合が一定で推移するものとします。

そのうえで、目標達成のために令和4年度から施策を講じた場合における将来のごみ量を予測します。

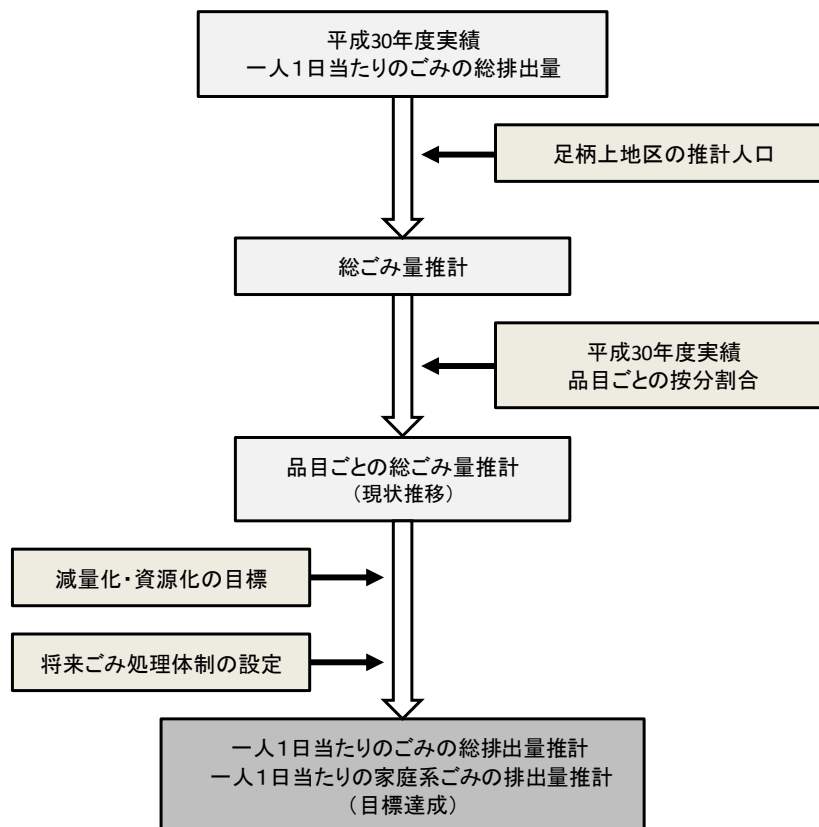


図9-1 将来ごみ量推計結果

(2) ごみ排出量の将来予測結果

①ごみ総排出量の推計結果

足柄上地区におけるごみ量の将来予測値を表9-1に示します。

表9-1 ごみ排出量の推計結果（年間排出量）

単位：t/年

	実績値		推計値							
	H30		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
可燃ごみ	20,475	71.57%	20,096	20,020	19,793	19,080	18,910	15,996	15,441	
不燃ごみ	875	3.06%	857	853	842	666	661	655	646	
家庭ごみ	製品プラスチック	0	0.00%	0	0	0	431	427	402	396
	紙・布類	4,161	14.55%	4,088	4,075	4,029	3,997	3,965	3,941	3,898
	PETボトル	316	1.10%	310	308	306	304	300	298	294
	その他プラ	879	3.07%	862	861	851	843	837	832	822
	缶類	355	1.24%	349	350	345	343	340	338	335
	ビン類	668	2.34%	655	653	646	640	635	631	623
	剪定枝	543	1.90%	542	544	540	817	811	806	799
	小計	6,922	24.20%	6,806	6,791	6,717	7,375	7,315	7,248	7,167
	有害ごみ	41	0.14%	40	40	39	39	39	39	38
	粗大ごみ	156	0.55%	155	154	152	151	149	149	147
集団回収	138	0.48%	135	133	132	131	129	128	125	
中計	28,607	100.00%	28,089	27,991	27,675	27,442	27,203	24,215	23,565	
中計(集団除く)	28,469	99.52%	27,954	27,858	27,543	27,311	27,074	24,087	23,439	
事業系ごみ	可燃ごみ	5,545	89.39%	5,445	5,425	5,360	5,313	5,264	5,233	5,174
	不燃ごみ	151	2.43%	147	146	145	144	143	141	139
	資源ごみ	487	7.85%	489	490	489	487	487	487	484
	有害ごみ	1	0.02%	1	1	1	1	1	1	1
	粗大ごみ	19	0.31%	18	18	18	18	18	18	17
	中計	6,203	100.00%	6,100	6,080	6,013	5,963	5,913	5,880	5,815
合計	34,810	-	34,189	34,071	33,688	33,405	33,116	30,095	29,380	
人口(人)	108,727	-	106,838	106,182	105,303	104,424	103,546	102,667	101,788	
一人1日当たりごみ総排出量	877.2	-	876.7	876.7	876.5	876.4	876.2	800.9	790.8	
一人1日当たり家庭ごみ排出量	542.9	-	542.3	542.1	541.8	523.1	522.8	448.1	438.0	

単位：t/年

	推計値									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
可燃ごみ	14,735	14,580	14,468	14,277	14,121	13,960	13,835	13,631	13,470	
不燃ごみ	638	632	626	616	611	601	596	587	577	
家庭ごみ	製品プラスチック	387	383	380	375	371	368	364	359	354
	紙・布類	3,858	3,822	3,792	3,743	3,706	3,665	3,633	3,582	3,540
	PETボトル	291	288	286	282	279	276	274	270	266
	その他プラ	815	805	801	789	781	774	767	755	746
	缶類	332	328	326	321	319	315	312	308	306
	ビン類	618	611	605	597	592	585	579	572	564
	剪定枝	793	786	781	773	766	758	752	744	736
	小計	7,094	7,023	6,971	6,880	6,814	6,741	6,681	6,590	6,512
	有害ごみ	37	37	37	36	36	35	34	34	33
	粗大ごみ	146	145	143	141	141	139	137	136	135
集団回収	125	123	121	120	118	116	115	113	112	
中計	22,775	22,540	22,366	22,071	21,841	21,592	21,397	21,091	20,839	
中計(集団除く)	22,650	22,417	22,245	21,951	21,723	21,476	21,282	20,978	20,727	
事業系ごみ	可燃ごみ	5,118	5,065	5,025	4,956	4,905	4,845	4,802	4,730	4,673
	不燃ごみ	137	136	135	133	131	130	128	126	124
	資源ごみ	483	479	479	477	475	473	471	467	465
	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	粗大ごみ	17	17	17	17	16	16	16	16	16
	中計	5,756	5,698	5,657	5,584	5,528	5,465	5,418	5,340	5,279
合計	28,531	28,238	28,023	27,655	27,369	27,057	26,815	26,431	26,118	
人口(人)	100,777	99,766	98,757	97,746	96,735	95,646	94,555	93,467	92,376	
一人1日当たりごみ総排出量	775.7	775.5	775.3	775.1	775.1	775.0	774.9	774.8	774.6	
一人1日当たり家庭ごみ排出量	422.9	422.7	422.6	422.4	422.2	422.1	421.9	421.8	421.6	

※令和4年度から減量化・資源化施策の実施を想定し、令和7年度の一人1日当たりのごみ排出量（国の目標値）を目指す。

9.2 ごみ処理量の将来予測

(1) 可燃ごみ処理量の将来予測方法

将来における可燃ごみ処理や破砕処理などの中間処理量は、前項の表9-1におけるごみ排出量の推計結果から、各処理対象物の集計を行っていきます。

各施設における中間処理の実施後、最終処分は委託処分（資源化等）を行います。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは破砕処理し、破砕後の可燃残さは新可燃ごみ処理施設、不燃残さは委託処分（資源化等）を行います。

(2) 破砕可燃残さ率の設定

将来の可燃ごみ量の推計にあたり、過去5年間の実績を用いて破砕可燃残さ量を設定します。南足柄市では、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを民間委託していることから、破砕可燃残さ量は、中井美化センター及び足柄西部環境センターより搬入される残さ量より算出します。

表9-2 中間処理後の可燃残さ率の設定

単位：t/年

			実績値					合計	備考
			H26	H27	H28	H29	H30		
焼却処理	家庭可燃ごみ		21,551	21,089	21,041	20,780	20,475	104,936	
	事業可燃ごみ		5,578	5,562	5,549	5,569	5,545	27,803	
	破砕可燃残さ	①	541	530	516	523	527	2,637	
	合計		27,670	27,181	27,106	26,872	26,547	135,376	
中間処理	家庭不燃ごみ		1,044	1,041	978	929	875	4,867	
	家庭粗大ごみ		120	142	150	156	156	724	
	事業不燃ごみ		146	148	266	206	151	917	
	事業粗大ごみ		103	19	17	19	19	177	
	合計	②	1,413	1,350	1,411	1,310	1,201	6,685	
破砕可燃残さ率 ①÷②			38.29%	39.26%	36.57%	39.92%	43.88%	39.45%	

注) 焼却処理量は搬入量ベース

(3) 可燃ごみ処理量の推計値

推計された将来の可燃ごみ量の推計値を表9-3及び表9-4に示します。

足柄上地区の可燃ごみの処理量は平成30年の実績で1日あたり約72.73トンですが、減量化・資源化に取り組むことにより、可燃ごみ処理施設の竣工を目指す令和9年度には54.66トンまで減少する見通しです。

(4) 適正な将来規模の設定

現在の施設規模の設定にあたっては、減量化施策が達成されることを前提としております。従って今後の減量施策の結果をふまえ、過大にならず安定的な操業が確保できる施設規模を令和5年度までに決定します。

表9-3 可燃ごみ処理量の推計結果（年間排出量）

		実績	推計値							
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
焼却処理	家庭可燃ごみ	20,475	20,096	20,020	19,793	19,080	18,910	15,996	15,441	14,735
	事業可燃ごみ	5,545	5,445	5,425	5,360	5,313	5,264	5,233	5,174	5,118
	破碎可燃残さ	527	464	462	456	386	383	380	374	370
	合計	26,547	26,005	25,907	25,609	24,779	24,557	21,609	20,990	20,223
中間処理	家庭不燃ごみ	875	857	853	842	666	661	655	646	638
	家庭粗大ごみ	156	155	154	152	151	149	149	147	146
	事業不燃ごみ	151	147	146	145	144	143	141	139	137
	事業粗大ごみ	19	18	18	18	18	18	18	17	17
	合計	1,201	1,177	1,171	1,157	979	971	963	949	938

単位：t/年

		推計値								備考
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
焼却処理	家庭可燃ごみ	14,580	14,468	14,277	14,121	13,960	13,835	13,631	13,470	
	事業可燃ごみ	5,065	5,025	4,956	4,905	4,845	4,802	4,730	4,673	
	破碎可燃残さ	367	363	358	355	349	346	341	336	39.45%
	合計	20,012	19,856	19,591	19,380	19,155	18,983	18,703	18,479	
中間処理	家庭不燃ごみ	632	626	616	611	601	596	587	577	
	家庭粗大ごみ	145	143	141	141	139	137	136	135	
	事業不燃ごみ	136	135	133	131	130	128	126	124	
	事業粗大ごみ	17	17	17	16	16	16	16	16	
	合計	930	921	907	899	886	877	865	852	

※破碎可燃残さについては、過去の実績平均 39.45%から算出して推計

表9-4 可燃ごみ処理量の推計結果（日量排出量）

		実績	推計値							
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
焼却処理	家庭可燃ごみ	56.10	55.06	54.85	54.23	52.27	51.81	43.82	42.31	40.37
	事業可燃ごみ	15.19	14.92	14.86	14.68	14.56	14.42	14.34	14.18	14.02
	破碎可燃残さ	1.44	1.27	1.27	1.25	1.06	1.05	1.04	1.03	1.01
	合計	72.73	71.25	70.98	70.16	67.89	67.28	59.20	57.52	55.40
中間処理	家庭不燃ごみ	2.40	2.35	2.34	2.31	1.82	1.81	1.79	1.77	1.75
	家庭粗大ごみ	0.43	0.42	0.42	0.42	0.41	0.41	0.41	0.40	0.40
	事業不燃ごみ	0.41	0.40	0.40	0.40	0.39	0.39	0.39	0.38	0.38
	事業粗大ごみ	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	合計	3.29	3.22	3.21	3.18	2.67	2.66	2.64	2.60	2.58

単位：t/日

		推計値								備考
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
焼却処理	家庭可燃ごみ	39.95	39.64	39.12	38.69	38.25	37.90	37.35	36.90	
	事業可燃ごみ	13.88	13.77	13.58	13.44	13.27	13.16	12.96	12.80	
	破碎可燃残さ	1.01	1	0.98	0.97	0.96	0.95	0.93	0.92	39.45%
	合計	54.84	54.41	53.68	53.10	52.48	52.01	51.24	50.62	
中間処理	家庭不燃ごみ	1.73	1.72	1.69	1.67	1.65	1.63	1.61	1.58	
	家庭粗大ごみ	0.40	0.39	0.39	0.39	0.38	0.38	0.37	0.37	
	事業不燃ごみ	0.37	0.37	0.36	0.36	0.36	0.35	0.35	0.34	
	事業粗大ごみ	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
	合計	2.55	2.53	2.49	2.46	2.43	2.40	2.37	2.33	

第10章 新可燃ごみ処理施設の整備計画

10.1 新可燃ごみ処理施設の施設整備スケジュール

(1) 施設整備スケジュール

新可燃ごみ処理施設については、令和3年度以降の施設整備スケジュールを図10-1に示すとおり、整備事業を進めていきます。

整備にあたっては、施設整備基本計画の策定、生活環境影響調査などの事業や事業者募集などの計画支援事業を実施します。また、新可燃ごみ処理施設の建設にあたっては、工事に係る調査や、工事の仕様作成などを行います。

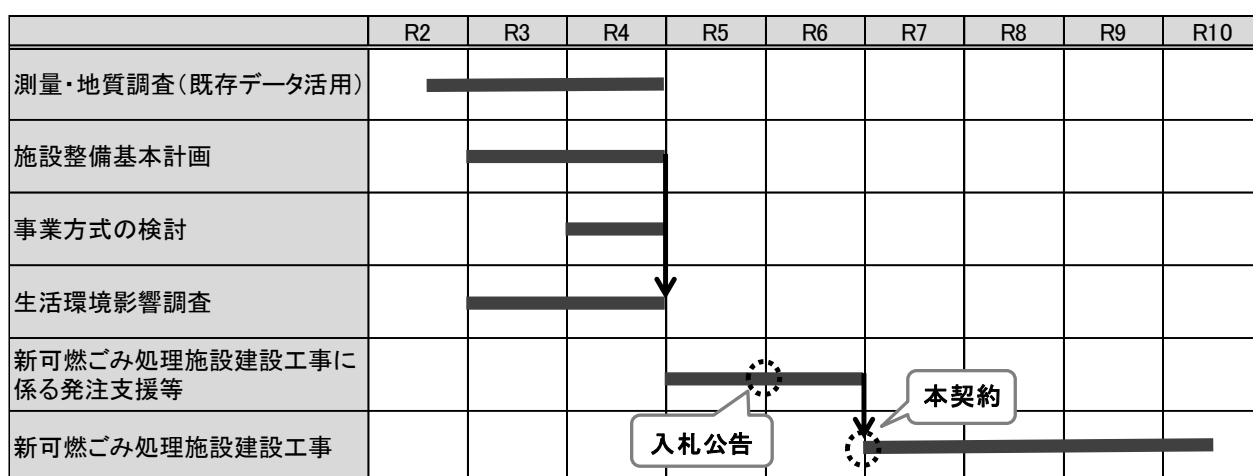


図 10-2 新可燃ごみ処理施設の整備スケジュール

※整備スケジュールは策定段階における目指すべき最短スケジュールです。今後の検討や事業展開によりスケジュールは変更される可能性があります。

(2) 計画支援事業

施設整備において実施する予定の計画支援事業は、表 10-1 に示すとおりです。

表 10-1 計画支援事業の項目及び内容

計画支援事業	内 容
測量・地質調査	建設候補地における測量データや地質・地盤状況を把握するための調査。本調査データは、施設整備基本計画における施設仕様の検討に使用するほか、施設の実施設計等、施設建設の基礎データとする。 既存データの活用を基本とするが、必要であれば調査を実施する。
施設整備基本計画	新可燃ごみ処理施設に関する施設整備の方針、施設規模、処理方式、公害防止基準設定の環境保全計画、余熱利用計画、施設配置計画や動線計画、土木・建築計画、概算費用・財源内訳等を検討する。 技術参考資料としてプラントメーカーへ見積設計図書の依頼を行う。
事業方式の検討	公設公営方式、公設民営方式(DBO方式等)、民設民営方式(PFI方式)の導入に対し市場状況を調査し、またVFM算出とあわせて、最適な事業方式を検討する。なお、施設整備基本計画と同時発注や令和4年度の発注も可能である。
生活環境影響調査	新可燃ごみ処理施設建設にあたり、建設候補地周辺大気・水環境に与える影響を調査し、評価する。(神奈川県環境影響評価条例には該当しない)
新可燃ごみ処理施設建設工事に係る発注支援等	新可燃ごみ処理施設的设计・建設に係る発注仕様書(または要求水準書)作成や事業者選定のための入札公告等手続きを行い、建設工事請負契約までの支援を行う。DBO方式やPFI方式の場合、運営維持管理に関する契約支援も含む。

10.2 過渡期の対応

(1) 過渡期の対応

既存焼却施設の建替えを行う場合は、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの3年間は、ごみの受け入れ先については、管内のごみ処理施設での処理を優先して調整していきます。

処理費用、運搬ルート及び搬入車両等の課題については、できるだけ地元地域の意向等に沿った対応を検討していきます。

(2) ごみ処理委託先の検討に係る課題

過渡期におけるごみ処理委託先については、以下の課題への対処が必要です。

- 施設での処理可否の確認(期間、処理量)
- 処理料金、スケジュール調整等
- 広域としての処理に伴う費用負担の方法の検討
- 収集ルートの設定
- 搬入先周辺住民等への対応

10.3 循環型社会形成推進交付金の活用

広域処理施設の整備に当たっては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」など国の交付金を活用することを基本とします。

循環型社会形成推進交付金制度は、3Rを総合的に推進するため、広域のかつりサイクル施設等の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とした制度です。

この交付金の交付をうけるためには、地域における3R推進のための目標や広域処理施設の整備計画等を定める「循環型社会形成推進地域計画」を策定する必要があります。

表 10-2 交付金制度の概要

対象地域	人口5万人以上または面積400km ² 以上の地域計画または、一般廃棄物処理計画地域を構成する市町村及び委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体 特例：沖縄県、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域及び豪雪地域等
対象施設	マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事、最終処分場、最終処分場再生事業、施設整備に関する計画支援業務等
交付率	交付対象事業の1/3 エネルギー回収廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギーに必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る交付率は1/2

10.4 災害時の対応

通常状態で処理対象としている可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、継続的に処理していきます。

大規模地震や水害等の災害により発生する家屋倒壊などの廃棄物は、各市町がそれぞれの仮置き場で一時的に保管します。

保管している災害廃棄物等（被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物等）は、選別などの処理を行い、資源物の回収を行います。また、可燃物は新可燃ごみ処理施設に搬入し、処理します。

ただし、被害規模・範囲等によっては各市町や広域圏の枠組みを超え、相互に協力を行う柔軟な対応を検討していきます。

第 1 1 章 ごみ処理広域化の推進方策

1 1. 1 組織体制

(1) 足柄上地区におけるごみ処理行政組織の現況

足柄上地区におけるごみ処理行政組織は表 1 1-1 に示すとおりです。

表 1 1-1 足柄上地区におけるごみ処理行政組織の現況

区 分	南足柄市	足柄東部清掃組合	足柄西部清掃組合	足柄上衛生組合
構成市町	南足柄市	中井町、大井町、 松田町	山北町、開成町	南足柄市、中井町、大 井町、松田町、山北町、 開成町
管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・減量化及び資源化の推進 ・収集運搬に係る業務 ・中間処理に係る業務 ・最終処分に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成町での減量化及び資源化の推進 ・構成町での収集運搬に係る業務 ・中間処理に係る業務 ・最終処分に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成町での減量化及び資源化の推進 ・構成町での収集運搬に係る業務 ・中間処理に係る業務 ・最終処分に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市町での収集運搬に係る業務 ・し尿処理に係る業務 ・休日診療に係る業務 ・介護認定審査会に係る業務
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・南足柄市清掃工場 ・一般廃棄物最終処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・大井美化センター ・中井美化センター ・岩倉一般廃棄物最終処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・足柄西部環境センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・足柄衛生センター ・休日急患診療所

(2) 想定される組織体制

組織体制としては一部事務組合、広域連合、事務の委託による単独自治体が想定されます。このうち広域連合方式については、国や県から直接、権限委譲を受けられることが最大の特徴です。しかし、一般廃棄物処理については、地方自治法第 2 条第 3 項により市町村の固有事務とされているため、あえて国や県から権限委譲、事務の委任等を受ける必要がないと考えられるため、事務の管理執行上かえって非効率となることも懸念されることから、足柄上地区においてごみ処理広域化を実施する場合、広域連合を採用しないものとし、一部事務組合又は事務委託方式で検討していきます。表 1 1-2 に特徴をまとめます。

表 1 1 - 2 組織体制比較

	一部事務組合方式	事務委託方式
関係法令	地方自治法第 286 条	地方自治法第 252 条の 14
団体	特別地方公共団体（地方公共団体の組合）	普通地方公共団体（県・市町村）
設置手続き	県知事へ申請（許可必要）	県知事へ届出
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定めて、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ・一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。 ・その事務に係る条例、規約等は当該一部事務組合が制定することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体にその事務を委ねる制度。 ・事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することとなる。委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。 ・普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合の財産収入の充当などその方法を規約の中に定める。（自治法 287 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託した普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める（自治法第 252 条の 15）。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の統合により事務の効率化が図られる。 ・各市町が同じ立場で運営参加が可能になる。 ・解体、建設時の過渡期での相互の調整や手続きなどの簡略化が図られる。 ・解体、建設時の費用負担割合について広域的、統一的な設定が可能になる。 ・足柄上地区全体のごみ処理が一元化され、単独自治体で難しい処理ができる。 ・全体の経費について費用按分することから管轄区域内の水準が概ね均一になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の処理体制のため新たな事務負担は生じない。 ・責任の所在が明確になる。 ・既存組合の統合等手続きが不要になる。 ・行政上の意思決定が迅速。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性にかける。 ・組合議会の設置等、組織を運営するにあたり一定の経費及び事務量が必要になる。 ・処理方法や費用など細かな基準の統一を検討する必要がある。 ・既存組合の財産処分の整理が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の組合管理のため、焼却施設の解体、建設時の過渡期時の相互の調整や手続きなどが煩雑になる。 ・各市町の情報交換・実施計画策定のための連絡調整会議が必要。 ・受託側の管轄範囲が広がり、責任範囲が増加する。
----	---	---

(3) 本地域における組織体制の方針

足柄上地区における組織体制は、管内の既存組合（足柄東部清掃組合・足柄西部清掃組合・足柄上衛生組合）の状況も踏まえて検討していくものとします。

1.1.2 ごみ処理広域化に向けた費用負担

(1) 費用負担の方法

費用負担の方法は、大きく分けると3種類あり、それぞれの方法に対する主な特徴を表1-3に示します。

表 1-3 費用負担の方法

負担方法	内 容
均等割	<p>均等割とは、必要となる経費を構成自治体数で均等に按分する方法です。</p> <p>この方法は、最も単純な負担方法ですが、構成自治体間において人口に開きがある場合や、減量化・資源化施策の実施程度の差によりごみ排出量・処理量に開きがある場合は考慮が必要です。</p>
人口割	<p>人口割とは、必要となる経費を構成自治体の人口割合で按分する方法です。</p> <p>この方法は、構成自治体間において、家庭ごみと事業系ごみの比率が大きく異なる場合や、減量化・資源化施策の実施程度の差により一人1日当たりのごみ排出量・処理量に開きがある場合は考慮が必要です。</p>
処理量割	<p>処理量割とは、必要となる経費を構成自治体のごみ処理量（施設への搬入量等）で按分する方法です。</p> <p>この方法は、ごみ減量化・資源化施策による処理量の減少効果が上がれば該当自治体における負担割合（負担費）が減少する傾向にあります。ただし、通常の収集・直接搬入ごみ以外の処理対象物が発生した場合、発生自治体が全自治体ではない場合や、発生源が広域に及ぶ場合は考慮が必要です。</p>

(2) 現状の負担方法

現在の足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合における負担方法は、均等割 30%、人口割 20%、処理量割 50%となっています。また、足柄上衛生組合では、管理経費のみ均等割 60%、人口割 40%、事業に係る経費については処理量割となっています。

表 1 1-4 負担方法（運営に係る費用負担）

	均等割	人口割	処理量割
足柄東部清掃組合	30%	20%	50%
足柄西部清掃組合	30%	20%	50%
足柄上衛生組合 (管理経費のみ)	60%	40%	—

(3) 今後の費用負担

既存施設の解体費用は、使用していた組合・市町で負担することとし、今後の費用負担方法は、県下のブロックの状況や管内の現状の負担割合などを参考に協議し、各市町で公平な費用負担になるよう決定していきます。

(4) 持続可能な運営基盤の確立

近年のごみ処理施設の整備・運営は、効率的な財政運営に取り組むことが求められています。こうした中でDBO方式（公設民営）やPFI方式（民設民営）等の民間活力を導入した事業手法を採用する地方自治体が増加しています。足柄上地区においてもごみ処理施設の設計・建設・運営に係る事業費をできる限り低減するため、民間活力導入の可否を検討します。

表 1 1-5 事業方式の特徴

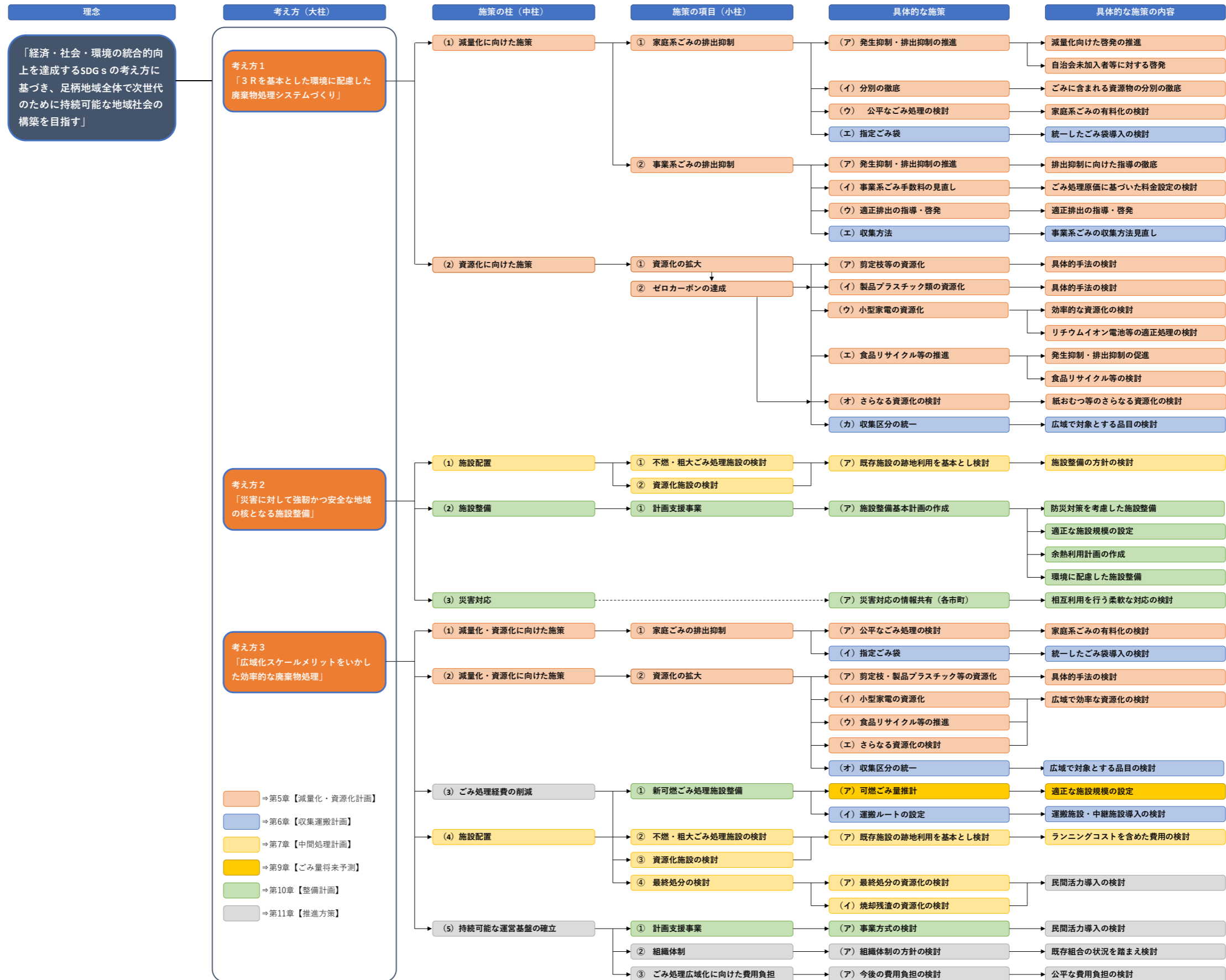
方式	施設所有	資金調達	設計・建設	運営	施設撤去
従来方式 (公設・公営)	公共	公共	公共	公共	公共
DBO (PFI的手法)	公共	公共	公共/民間	民間	公共
BOO (管理経費のみ)	民間	民間	民間	民間	民間

(5) ごみ処理経費の削減

公平な費用負担や民間活力の導入のほか、分別区分や排出方法の統一により、処理の効率化

を図るとともに、収集運搬についても中継施設の確保や効率的な輸送体制を検討することにより、ごみ処理経費の削減を進めます。

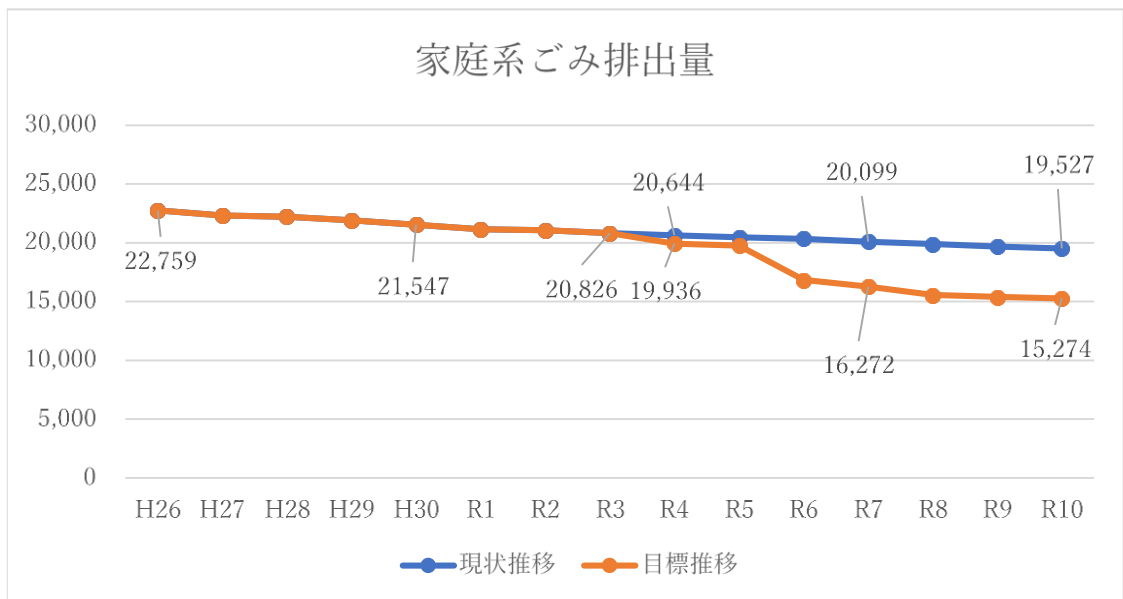
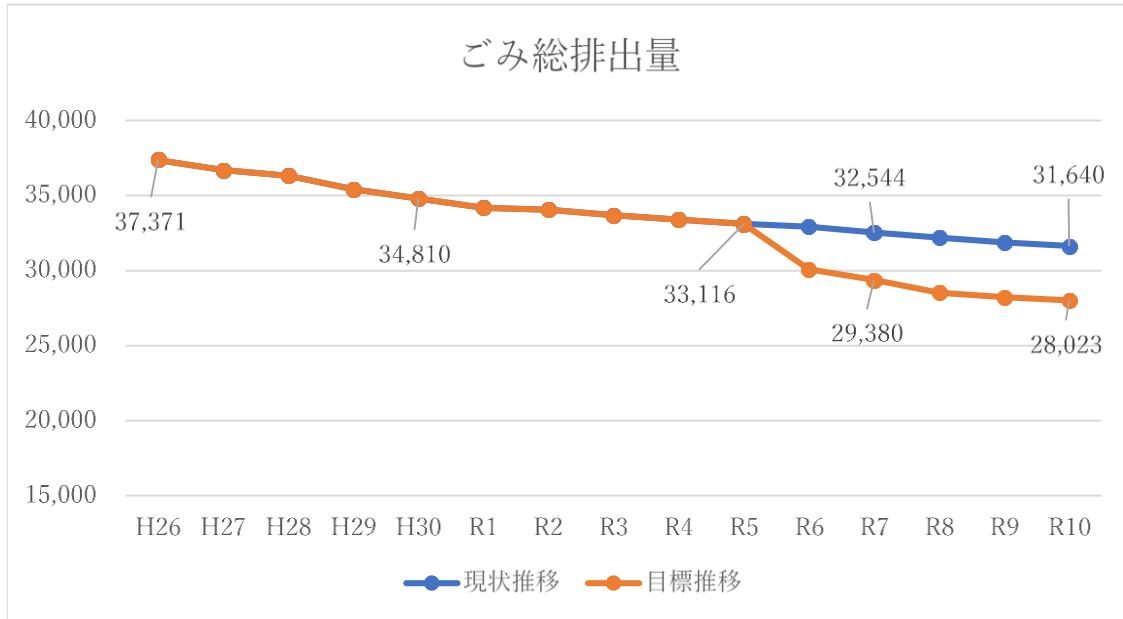
別表1 施策の体系



別表2 ごみ処理広域化に向けたスケジュール

検討項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 新組織	令和6年	令和7年 (目標値達成年度)	令和8年	令和9年
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
ごみ処理広域化の基本方針	ごみ処理広域化の基本方針等の決定		基本方針期間中のごみ処理広域化に関する環境省及び神奈川県の考え方などの変更に基づいて見直しを行う。 神奈川県ごみ処理広域化計画見直し						
減量化・資源化計画	具体的な方針の決定 目標値の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検討、協議等 ・減量化・資源化の啓発(継続実施) ・分別収集の強化・統一化(継続実施) ・剪定枝・製品プラスチック類資源化に向けた協議(令和3年度までに決定) ・小型家電の資源化 		<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝・製品プラスチック資源化の開始(令和4年度) ・有料化に向けた協議 ・統一ごみ袋の検討(令和5年度までに決定) 					
ごみ量の推計	現時点での推計値の設定 目標値の設定	減量化・資源化の進捗状況など必要に応じて修正・調整を行う		<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に合わせ目標値の見直し 			稼働に向けた推計値の確定 目標値の見直し		
施設の配置	南足柄市清掃工場	処理方式の検討 概算事業費の算出	施設整備基本計画	生活環境影響調査	焼却炉規模の決定 建設に係る発注支援等		解体工事	建設工事	
	大井美化センター 中井美化センター 足柄西部環境センター	既存施設の活用を前提とする基本方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化での資源ごみの処理対象品目の検討 ・既存焼却施設の活用も含めた跡地利用の検討(令和4年度まで) ・施設の建替えの検討 ・不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの推計から施設の規模の決定 ・施設解体に係る費用の算定など(令和2年度まで) 		検討結果に基づき、建設する場合にはスケジュール等の検討など				
収集・運搬計画	方向性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化に向けた具体的な検討 ・運搬ルートの検討(令和3年度までに決定) ・中継施設導入の検討(令和3年度までに決定) ・過渡期に係る協議(令和5年度までに決定) 			<ul style="list-style-type: none"> ・共同処理する事務に関する施策の検討、協議等(令和8年度までに決定) ・直接搬入の家庭系、事業系ごみ料金の設定及び管内の統一など ・収集区分の検討(令和8年度までに決定) 				
最終処分計画	当面の方向性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃残渣、不燃残渣の処理方法について検討 ・受け入れ先の調整、確保 ・民間委託の受け入れ状況などの社会状況の把握に努めつつ協議(令和8年度までに契約締結) 							
費用負担	基本方針の確認	調査・研究に基づき、検討し決定する。							
組織体制	組織体制の課題整理	調査・研究に基づき、検討し決定する。		検討結果に基づき、既存組合の移行、事務移管等					

別表3 ごみ排出量の推計結果（年間排出量）



現状推移：今後人口減少により想定されるごみ量の推移

目標推移：国の目標値を達成するために、減量化・資源化の施策を実施することで、本方針の目標とすることごみ量推移

足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針

発行：令和3年3月

編集：あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議

（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）

あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室

（南足柄・足柄上地区ごみ処理広域化実施計画）